

令和7年度 第2回上越市男女共同参画審議会 次第

と き 令和8年2月19日(木)

午前10時00分～

ところ 上越市市民プラザ 第3会議室

開 会

1 挨拶

2 議 事

- (1) 「上越市第4次男女共同参画基本計画」に基づく令和7年度取組実績及び令和8年度実施計画について

【資料1】 令和7年度取組実績及び令和8年度実施計画

【資料2】 第4次男女共同参画基本計画に基づく令和8年度実施計画(総括表)

【資料3】 事前提出意見等への回答

- (2) その他

【参考資料】 令和3年度上越市の男女共同参画に関する市民意識調査(概要) 抜粋

3 連絡事項

閉 会

第4次男女共同参画基本計画に基づく令和7年度取組実績及び令和8年度実施計画

施策の分野 I 男女が等しく参画するための社会環境整備

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (1) 男女共同参画についての理解の促進と意識啓発

| 施策の方向 | No. | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | 担当課 | | |
|------------------------|-----|--|---|--|--|---------------|-----------|--|---|--------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | | 目標 | 取組内容 |
| ①広報などを通じた継続的な意識啓発活動の推進 | 1 | 市役所での男女共同参画に関する情報提供と啓発 | 市役所男女共同参画コーナー及び市民プラザ男女共同参画推進センターのほか、広報上越や市ホームページ、SNSなどを活用し、センターの取組や講座情報、各種団体の情報などを適宜分かりやすく工夫しながら、市民向けに情報提供する。 | 男女共同参画に関する意識啓発を図るため、より分かりやすく適時適切に情報提供する。 | 継続的な男女共同参画に関する情報の提供により市民への意識啓発を図った。 ・デジタルサイネージによる「男女共同参画週間(6月)」、「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」の周知啓発 ・広報上越、市ホームページ、SNS、チラシを活用したセンターの講座や取組の情報提供 | 継続 | | 男女共同参画に関する意識啓発を図るため、市民に伝わるよう工夫し適時適切に情報提供する。 | 継続的に男女共同参画に関する情報提供を行い、市民への意識啓発を図る。 ・デジタルサイネージによる周知啓発 ・広報上越、市ホームページ、SNS、チラシを活用したセンターの講座や取組の情報提供 | 男女共同参画推進センター |
| | 2 | 男女共同参画に関する市民への啓発 ※I-4-(1)-①と重複(No.75) | 情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。 | 情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。 | 情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進めた。(年2回発行、町内会班回覧年2回、関係者への郵送、施設配置) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させ、市民に伝わりやすい紙面づくりに取り組んだ。 | 継続 | | 情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。 | 情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」を発行し、市民への啓発を進める。(年2回発行、町内会班回覧年2回、関係者への郵送、施設配置) ※紙面作成に当たっては、市民に伝わりやすい内容になるよう、センター登録団体懇談会での意見を反映させる。 | |
| | 3 | 男女共同参画に係る図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースの設置 | 男女共同参画に係る図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースを設ける。 | 引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。 | 職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進した。 | 継続 | | 引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。 | 職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。 | 人事課 |
| ②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進 | 4 | 男女共同参画の基本的知識の周知 | 男女共同参画の基本的知識の周知を目的とした講座を開催する。 | 講座の開催を通じて、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識について理解を深めてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座を7講座以上開催) | 男女共同参画推進センター講座を開催し、男女共同参画の基本的知識の周知を図った。 ・センター登録団体委託:9回 ・直営、共催:2回 ・サテライト会場設置:2回 | 継続 | | 講座の開催を通じて、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識について理解を深めてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座を7講座以上開催) | 男女共同参画推進センター講座を開催し、市民への意識啓発を図る。 ・センター登録団体委託:7講座 ・直営、共催:2講座 | 男女共同参画推進センター |

重点目標 (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

| 施策の方向 | No. | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | 担当課 | | |
|------------------------|-----|---------------------------------------|--|--|---|---------------|-----------|---|--|--------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | | 目標 | 取組内容 |
| ①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施 | 5 | 地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催 | 地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催する。 | 地域等で人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深める。(数値目標:7回開催) | 民生委員児童委員協議会や事業所等で開催し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深めた。(開催回数:7回) | 継続 | | 地域等で人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深める。(数値目標:7回開催) | 民生委員児童委員協議会や事業所等で開催し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深める。 | 人権・同和对策室 |
| | 6 | 地域において男女共同参画を応援していただける人材の育成 | 男女共同参画サポーターを対象に、地域へ男女共同参画の輪を広げていくための研修会及び懇談会を開催する。 | 研修会・懇談会を通じてサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会を計4回以上開催) | 男女共同参画サポーターを対象に、研修会及び懇談会の開催、サポーター企画事業のパネル展を実施したほか、各種講座参加者に対しサポーターの登録を呼びかけ、人材の育成を図った。(懇談会4回、研修会1回、パネル展2回) | 継続 | | 研修会・懇談会を通じてサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会・パネル展を計5回以上開催) | 各種講座参加者に対しサポーターの登録を呼びかけるほか、男女共同参画サポーターを対象に、研修会及び懇談会、サポーター企画事業のパネル展を開催し、人材の育成を図る。 | 男女共同参画推進センター |
| | 7 | 保護者への啓発方法や連携方法を工夫する。 | 保護者に啓発する。 | 男女共同参画への理解を深めるために、各学校が男女平等教育の授業を年1回実施し、保護者に公開したり学校だよりや学校ホームページ等で伝えたりする。 | 保護者の理解啓発が進むように、学校に対し男女平等教育の授業を年間計画に位置付け、授業を保護者や地域の方々に公開したり学校だよりや学校ホームページ等で伝えたりするように働きかけた。 ・学校だよりやホームページ等への掲載(公開、伝達した66.2%) | 継続 | | 男女共同参画への理解を深めるために、各学校が男女平等教育の授業を年1回実施し、保護者に公開したり、学校だよりや学校ホームページ等で伝えたりする。 | 学校に対し男女平等教育の授業を年間計画に位置付けるとともに、保護者や地域住民への授業公開や学校だより・学校ホームページでの記事の掲載を指導する。(授業の実施、たより等への掲載) | 学校教育課 |
| | 8 | 小学校を会場に、人権を考える講話を開催 | 差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話を開催する。 | 差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話を15小学校区で開催する。 | 15小学校区で地域住民や保護者、学校教職員などを対象にした人権を考える講話を開催し、ジェンダーを含めた様々な人権侵害の防止に向けた啓発を進めた。 | 継続 | | 差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話を13小学校区で開催する。 | 13小学校区で地域住民や保護者、学校教職員などを対象にした人権を考える講話を開催し、ジェンダーを含めた様々な人権侵害の防止に向けた啓発を進める。 | 社会教育課 |

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|---|----|-----------------------|--|---|---|---------------|-----------|---|---|--------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施 | 9 | 地域等に向けた男女共同参画の意識啓発 | 地域等に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座(講師の派遣)を開催する。 | 地域における男女共同参画の啓発活動として、企業や学校、市民団体などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する出前講座の実施を通じて、市民への意識浸透を図る。(数値目標:出前講座全体で12講座以上) | 男女共同参画出前講座を開催し市民への意識浸透を図った。 (企業や学校・市民団体などが開催する男女共同参画に関する勉強会・研修会などに講師を派遣:出前講座14回) | 継続 | | 地域における男女共同参画の啓発活動として、企業や学校、市民団体などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する出前講座の実施を通じて、市民への意識浸透を図る。(数値目標:出前講座全体で12講座以上) | 男女共同参画出前講座を実施し、市民への意識浸透を図る。 (企業や学校・市民団体などが開催する男女共同参画に関する勉強会・研修会などに講師を派遣) | 男女共同参画推進センター |
| ②あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施 | 10 | 性別に関係なく、消防団員の入団を促進する | 出初式、商業施設、新しい社会人を励ますつどい会場などで実施する入団促進活動に合わせて、市民へ消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。 | 消防団の活動は女性も参加・活躍できることを周知し、男性に限った活動ではない旨を市民へ意識啓発する。(数値目標:周知実施 2回以上) | 出初式、商業施設、新しい社会人を励ますつどい会場などで消防団員の入団促進活動に合わせて、啓発チラシの配付等を行い、消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知した。(実施回数5回) | 継続 | | 消防団の活動は女性も参加・活躍できることを周知し、女性の参画促進に向けた意識啓発を行い、女性団員の拡充につなげるよう取り組む。(数値目標:周知実施 3回以上) | 出初式、商業施設、新しい社会人を励ますつどい会場などで消防団員の入団促進活動に合わせて、啓発チラシの配付等を行い、消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。 | 危機管理課 |
| | 11 | 固定的性別役割分担意識解消に関する意識啓発 | 固定的性別役割分担意識解消をテーマとする講座の開催や、情報提供を行う。 | 講座の開催や情報提供を通じて、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消に向けた意識醸成を図る。(数値目標:センター講座等1講座以上、パネル展2回以上) | 固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座やパネル展等の実施により意識啓発を図った。(センター講座5回、情報紙2回、パネル展2回) | 継続 | | 講座の開催や情報提供を通じて、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消に向けた意識醸成を図る。(数値目標:センター講座等1回以上、パネル展2回以上) | 固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座やパネル展等を実施し、意識啓発を図る。 | 男女共同参画推進センター |

重点目標 (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|-----------------------|----|----------------------------|---|---|--|---------------|-----------|---|---|--------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ①男性における男女共同参画の意義の理解促進 | 12 | 男性に向けた男女共同参画の啓発のための広報活動の実施 | 情報紙などに、男性に向けた男女共同参画の意識啓発情報を掲載する。 | 情報紙に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:1回以上掲載) | 男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への男女共同参画の啓発情報の掲載のほか、講座やイベントの開催時にも意識啓発情報を発信し、理解促進を図った。(情報紙2回) | 継続 | | 情報紙に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:1回以上掲載) | 男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への男女共同参画の啓発情報の掲載のほか、講座やイベントの開催時にも意識啓発情報を発信し、理解促進を図る。 | 男女共同参画推進センター |
| ②男性の家事・育児・介護等への参画の促進 | 13 | すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発 | 父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した母子健康手帳アプリの普及と共に、すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発を行う。 | すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐるみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を継続する 妊娠届出時において、父親の育児参加について啓発を行う。 | すくすく赤ちゃんセミナー土日開催:妊娠編年間18回(全30回)、出産・育児編年間18回(全30回)、及び、妊娠届出時やセミナーにおいて、父親の育児参加への意識啓発を行った。 | 継続 | | すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐるみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を継続する 妊娠届出時において、父親の育児参加について啓発を行う。 | すくすく赤ちゃんセミナー土日開催:妊娠編年間18回(全30回)、出産・育児編年間18回(全30回)、及び、妊娠届出時やセミナーにおいて、父親の育児参加への意識啓発を行う。 | こども家庭センター |
| | 14 | 男性の家庭生活、子育てへの参画促進のための意識啓発 | 男性の家庭生活、子育てへの参画促進に向けた講座を開催する。 | 講座の開催を通じて、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。 | 「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図った。(センター講座3回) | 継続 | | 講座の開催を通じて、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。(数値目標:センター講座1回以上) | 「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」をテーマに取り入れた講座を開催し、意識啓発を図る。 | 男女共同参画推進センター |

重点目標(4) 子どもへの意識啓発の推進

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | 担当課 | | |
|--------------------------------|----|-----------------------------------|---|--|---|---------------|-----------|--|---|--------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | | 目標 | 取組内容 |
| ①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底 | 15 | 乳幼児期からの男女平等の意識の啓発と情報の提供 | 保育所保育指針に基づき、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。 | 日々の保育において、「男の子らしさ、女の子らしさ」のような固定的な意識を持たないよう援助するとともに、園行事においても、児童の役割分担や演目等を定める際は、男女の分け隔てなく行うなど必要な配慮を行う。 | 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施した。 | 継続 | | 日々の保育において、「男の子らしさ、女の子らしさ」のような固定的な意識を持たないよう援助するとともに、園行事においても、児童の役割分担や演目等を定める際は、男女の分け隔てなく行うなど必要な配慮を行う。 | 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。 | 幼児保育課 |
| | 16 | 担当者を中核とした男女平等教育の推進 | 園内研修会を計画的に実施する。 | 男女平等教育に関する研修会を実施し、園職員の意識啓発を図る。 | 男女平等教育に関する研修会を実施するよう幼稚園を指導し、園内研修会を行い、職員の意識啓発を図った。 | 継続 | | 男女平等教育に関する研修会を実施し、園職員の意識啓発を図る。 | 園職員の意識啓発につなげるため、男女平等教育に関する園内研修会を実施するよう幼稚園を指導する。 | 学校教育課 |
| | 17 | 男女平等教育の全体計画に基づいた授業実践 | 全体計画に基づいて確実に授業実践を行う。 | 男女平等教育を含む人権教育、同和教育の全体計画に基づき授業実践が行われるよう各学校を指導し、学校職員の意識啓発を図る。 | 学校職員の意識啓発を図るため、男女平等教育を含む人権教育、同和教育の全体計画に基づき授業実践が行われるよう各学校を指導した。 男女平等教育に関する授業をすべての学年で実施した学校76.6%、一部の学年で実施した学校23.4% | 継続 | | 各学校で男女平等教育を含む人権教育、同和教育の全体計画に基づき授業実践を行う。 | 男女平等教育を含む人権教育、同和教育の全体計画に基づき授業実践が行われるよう各学校を指導する。(各学年1回以上の実施) | |
| ②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実 | 18 | 担当者を中核とした男女平等教育の推進 | 校内研修会を計画的に実施する。 | 担当者が校外の男女平等教育に関する研修会に参加し、それに基づく校内研修会を計画的に実施する。 | 担当者が校外の男女平等教育に関する研修会に参加し、それに基づく校内研修会を計画的に実施するよう各学校を指導した。 男女平等教育に関する研修会を実施した学校53.8% | 継続 | | 担当者が校外の男女平等教育に関する研修会に参加し、それに基づく校内研修会を計画的に実施するよう各学校を指導し、学校職員の意識啓発を図る。 | 担当者が校外の男女平等教育に関する研修会に参加し、それに基づく校内研修会を計画的に実施するよう各学校を指導する。(研修1回以上の実施) | 学校教育課 |
| | 19 | 各学校における教育関係者の男女平等教育推進状況アンケート調査の実施 | 学校における男女平等教育の現状と進捗状況を提示することにより、教育関係者の意識啓発を図る。 | 学校評価等で男女平等教育推進に関する質問を設定し、その結果を学校運営に生かす。 | 学校評価等で男女平等教育推進に関する質問を設定し、その結果を学校運営にいかすよう、各学校を指導した。 学校評価での質問項目の設定と評価を実施した学校43.1% | 継続 | | 学校評価等で男女平等教育推進に関する質問を設定し、その結果を学校運営に生かすよう、各学校に指導することで、各学校の調査研究の充実を図る。 | 学校評価等で男女平等教育推進に関する質問を設定し、その結果を学校運営にいかすよう、各学校を指導する。(年1回の学校評価への反映) | |
| | 20 | 「男女平等」をテーマとする意識啓発 | 講座の開催や、「男女平等」に関連する情報の提供を通じて意識啓発を図る。 | 講座の開催や情報提供を通じて、「男女平等」に関する理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上) | 「男女平等」をテーマとする講座の開催(センター講座、出前講座)や関連情報の提供を通じて意識啓発を図った。(センター講座3回) | 継続 | | 講座の開催や情報提供を通じて、「男女平等」に関する理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座等1回以上) | 「男女平等」をテーマとする講座の開催(センター講座、出前講座)や関連情報の提供を実施し、意識啓発を図る。 | 男女共同参画推進センター |

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (1) 労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|----------------------------------|----|--|--|---|---|---------------|-----------|---|--|------------------------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ①ワーク・ライフ・バランスの浸透 | 21 | こころの健康づくりや自殺予防のための基盤整備を推進 | 地域での自殺予防対策の推進関係機関等とのネットワークの強化を図り、包括的な自殺予防対策の基盤整備を推進し、自殺者の減少を目指す。こころの健康サポートセンターでの相談 | 行政機関の各部署や地域の関係機関と連携しながら自殺リスクのある人を早期に発見できるよう努めるとともに、精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発を図る。 | ・健康づくり推進課や福祉課(すこやかなくらし支援室)などにおいて、こころの相談に対応し、適切な支援につなげる。 ・自殺予防対策連携会議において、関係機関との情報共有等を行うほか、自殺予防研修会を実施し、地域における自殺予防対策を推進した。 | 継続 | | 行政機関の各部署や地域の関係機関と連携しながら自殺リスクのある人を早期に発見できるよう努めるとともに、精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発を図る。 | ・健康づくり推進課や福祉課(すこやかなくらし支援室)などにおいて、こころの相談に対応し、適切な支援につなげる。 ・自殺予防対策連携会議において、関係機関との情報共有等を行うほか、自殺予防研修会を年2回実施し、地域における自殺予防対策を推進する。 | 健康づくり推進課 福祉課(すこやかなくらし支援室) |
| | 22 | 事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 ※I-2-(3)-①と重複(No.39) | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への制度周知や意識啓発を行う。 | 働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスについて、事業者等に対する意識啓発に取り組む。 | ・ワーク・ライフ・バランスに関する周知チラシの窓口での配布、市ホームページのほか、広報上越11月号での特集記事により、広く意識啓発を図った。 ・ワーク・ライフ・バランスに先駆的に取り組む市内事業所を紹介するPR動画を作成、公開し、事業者に対する意識啓発を図った。 ・令和7年度では、市内企業6社が新たに国の認定を取得した。 | 継続 | | 働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスについて、事業者等に対する意識啓発に取り組む。 | ・ワーク・ライフ・バランス推進企業に対し、支払利子や認定に係る経費の一部を補助する。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する周知チラシの窓口での配布、市ホームページ及び広報上越への掲載により、広く意識啓発を図る。 ・ワーク・ライフ・バランスに先駆的に取り組む市内事業所を紹介するPR動画を作成、公開し、事業所に対する意識啓発を図る。 | 産業政策課 |
| | 23 | 仕事と育児・介護の両立のための情報提供 | 関係機関と連携し、情報提供を行う。 | 仕事と育児・介護の両立について、適切な理解や実施が進むよう定期的な情報提供を行う。 | 市ホームページで仕事と育児・介護の両立に関する情報等を掲載し、広く情報提供を行った。 | 継続 | | 仕事と育児・介護の両立について、適切な理解や実施が進むよう定期的な情報提供を行う。 | 市ホームページで仕事と育児・介護の両立に関する情報等を掲載し、広く情報提供を行う。 | |
| | 24 | 市民へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 | ワーク・ライフ・バランスや職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。 | センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上) | ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図った。(センター講座3回) | 継続 | | センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1回以上) | ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座を開催し、意識啓発を図る。 | 男女共同参画推進センター |
| ②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進 | 25 | 新潟労働局、新潟県、関係機関等の行う労働環境を向上させる取組の啓発、情報提供 | 事業や制度を効果的に周知するための広報誌やホームページへの掲載及びポスターの貼り出しやチラシの配置 | 労働環境の改善に向けて、適宜、情報提供を行う。 | 関係機関が実施する取組や制度について、周知チラシ等の窓口配布や市ホームページでの掲載を行った。 | 継続 | | 労働環境の改善に向けて、適宜、情報提供を行う。 | 関係機関が実施する取組や制度について、周知チラシ等の窓口配布や市ホームページでの掲載を行う。 | 産業政策課 |
| | 26 | 育児・介護休業法に規定された努力事項実施事業者に対し、建設工事の入札参加資格者の格付けのための総合評価に加点を行う。 | 建設工事入札参加資格者が、育児・介護休業法に規定された努力事項に取り組んでいる場合、入札参加者の格付けに際し当該事業者の総合評価に加点を行う。 | 市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加え、育児・介護休業法に規定される努力事項の取組促進を図る。 | 市ホームページで、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する加点制度について、「入札契約制度の概要」及び「令和8・9年度の建設工事入札参加資格審査申請書提出要領」に記載し周知をした。 | 継続 | | 市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加え、育児・介護休業法に規定される努力事項の取組促進を図る。 | 市ホームページで入札契約制度の概要を掲載し、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する加点制度を周知していく。 | 契約検査課 |
| | 27 | 家族経営協定締結による女性農業者の経営参画の推進 | 農業委員会だよりに家族経営協定を周知する記事を掲載する。協定締結の意義を農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。 | 家族経営協定について、周知を一層すすめる。 | 農業委員会だよりに協定に関する記事を掲載したほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて協定締結の意義を伝え、女性農業者の経営参画に取り組んだ。 | 継続 | | 家族経営協定について、周知を一層すすめる。 | 農業委員会だよりに協定に関する記事を掲載するほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて協定締結の意義を伝え、女性農業者の経営参画に取り組む。 | 農業委員会事務局 |
| | 28 | 農業者年金加入による女性農業者の老後の経済基盤の強化 | 農業委員会だよりに農業者年金を周知する記事を掲載する。農業者年金加入のメリットを農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。 | 農業者年金について、周知を一層すすめる。 | 農業委員会だよりに農業者年金に関する記事を掲載したほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて農業者年金加入のメリットを伝え、女性農業者の老後の経済基盤の強化に取り組んだ。 | 継続 | | 農業者年金について、周知を一層すすめる。 | 農業委員会だよりに農業者年金に関する記事を掲載するほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて農業者年金加入のメリットを伝え、女性農業者の老後の経済基盤の強化に取り組む。 | |
| ③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組 | 29 | 職場におけるあらゆるハラスメント防止に関する意識啓発 | 職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。 | センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上) | 職場におけるあらゆるハラスメント防止をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図った。(出前講座6回) | 継続 | | センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1回以上) | 職場におけるあらゆるハラスメント防止をテーマに取り入れた講座の開催し、意識啓発を図る。 | 男女共同参画推進センター |

重点目標(2) 子育て、介護への支援の充実

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | 担当課 | | |
|---------------------------|----|---|--|--|--|---------------|---|---|--|------------------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | | 目標 | 取組内容 |
| ① 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 | 30 | 子育てに関する知識の習得や育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進するため、子育てセミナーやベビー健康プラザを開催する。 | ・子育てセミナーを開催 ・ベビー健康プラザを開催 | 子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感の緩和を図る。 乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。 | 子育てセミナー(年10回)、ベビー健康プラザ(年12回)の開催により、子育ての不安感や孤立感の緩和、子育てに関する知識の普及を図った。 | 継続 | | 子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感の緩和を図る。 乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。 | 子育てセミナー(年11回)、ベビー健康プラザ(年12回)の開催により、子育ての不安感や孤立感の緩和、子育てに関する知識の普及を図る。 | こども家庭センター |
| | 31 | 地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、ファミリーサポートセンターを運営する。 | 新規の提供会員数を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介する。 | 新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。 | 依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保し、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するほか、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげた。 | 継続 | | 新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。 | 依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保し、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するほか、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 | |
| | 32 | 放課後児童クラブの運営により、日中に保護者が就労等で不在となる家庭の児童へ適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、保護者の就労を支援する。 | 放課後児童クラブを開設し、児童の健全育成と保護者の就労を支援する。 | 保護者の就労形態の多様化などに対応した放課後児童クラブの開設により、保護者が安心して児童を預けることができる環境を整える。 放課後等に保護者が不在となる小学生への育成指導により、児童の健全育成と保護者の就労を支援の両立を図る。 | 保護者ニーズに即した放課後児童クラブとなるよう、運営方法の見直しを行うとともに、支援員等の増員へ取組と資質向上に向けた研修会を実施し、児童の健全育成と保護者の就労支援の両立につなげた。 | 継続 | | 放課後児童クラブを開設し、児童の健全育成と保護者の就労を支援の両立を図る。 | 利用状況に応じた支援員の配置など放課後児童クラブの開設を適切に行うとともに、支援員等の増員へ取組と資質向上に向けた研修会を実施する。 | 学校教育課 |
| | 33 | 児童の保育を実施するとともに、児童の受入態勢を整備し、待機児童数ゼロを維持する。 | 保育園の再配置等に係る計画に基づき公立保育園の整備を行い、児童受入れ体制を整えるとともに職員の適切な配置も検討する。 | 増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持する。 | 未満児保育における職員の適切な配置や児童増への職員配置を行い、待機児童ゼロを維持した。 | 継続 | | 増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持する。 | 未満児保育における職員の適切な配置や児童増への職員配置を行い、待機児童ゼロを維持する。 | 幼児保育課 |
| | 34 | 保護者の就労形態や家庭環境の多様化による保育ニーズに対応するため、各種特別保育事業を実施し、就労形態、発達、家庭状況等による育児不安の解消を図る。 | 上越市保育園のあり方検討委員会から提出された意見書に基づき、子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整える。 | 子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。 | 各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズの解消を図った。 | 継続 | | 子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。 | 各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズや育児不安の解消を図る。 | |
| ② 男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実 | 35 | 男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する意識啓発 | 男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する講座を開催する。 | 講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った子育てと仕事の両立等のポイントなどについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上) | 男女共同参画の視点に立った子育て支援をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図った。(センター講座4回) | 継続 | | 講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った子育てと仕事の両立等のポイントなどについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1回以上) | 男女共同参画の視点に立った子育て支援をテーマに取り入れた講座を開催し、意識啓発を図る。 | 男女共同参画推進センター |
| | 36 | 男女共同参画の視点に立った介護支援に関する意識啓発 | 男女共同参画の視点に立った介護支援に関する講座を開催する。 | 講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った介護支援の意義や重要性について理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上) | 男女共同参画の視点に立った介護支援をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図った。(センター講座1回) | 見直し | 事業計画を講座開催による意識啓発から当事者の悩みに寄り添った相談窓口の運営と認知度の向上に見直す。 | 高齢者や介護者の相談窓口の運営及び認知度の向上に取り組む。 | 地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族の様々な相談に対応するとともに、男女共同参画推進センターでは当事者の不安を解消する相談窓口の周知啓発を行う。 | 男女共同参画推進センター 高齢者支援課 |

重点目標(3) 女性の市内定住、U・Iターンのための環境整備

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|--|----|---|--|---|--|---------------|--|---|--|--------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ①若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組 | 37 | 地元企業の魅力や情報の発信、U・Iターンによる雇用促進及び若者の市内定住促進 | 地元企業を知る機会の提供 企業の就職等に関する情報の発信 インターンシップの実施支援 移住・就業支援金 就労促進家賃補助金 | 学校や企業と連携し、若者の就業意識を啓発するとともに、市外からの移住者に対する支援やインターンシップの受入れに積極的に取り組む市内企業等への支援を行うほか、専用ポータルサイトを通じて求職者と市内企業をつなぐことで、若者の市内定住・就労を促進する。 | ・高校生を対象とした「企業見学ツアー」を延べ9回開催し、8校、330人の参加のもと、市内企業への理解を深めるとともに、就労に対する意識を高めた。 ・専用ポータルサイトに企業紹介のほか、新卒・中途採用等の求人情報やインターンシップの受入など企業が募集している情報を発信し、企業と求職者のマッチングを図った。 ・インターンシップの受入に当たり、学生等へ交通費や宿泊費の支援を行った事業所4社に対し、経費の一部を助成し、インターンシップの促進を図った。 ・東京圏から移住し、就業等した方へ支援金を支給した(11件)ほか、市外から移住、就労し賃貸住宅に入居する人へ家賃の一部を補助し(新規30件)、若者の市内定住・就労を促進した。 | 拡充 | 高校生を対象としたインターンシップ等を促進するため、市内企業のインターンシップ等受入情報を掲載したガイドブックを作成するとともに、高校生のインターンシップ等に関する企業向けセミナーを開催する。 | 学校や企業と連携し、若者の就業意識を啓発するとともに、市外からの移住者に対する支援やインターンシップの受入れに積極的に取り組む市内企業等への支援を行うほか、専用ポータルサイトを通じて求職者と市内企業をつなぐことで、若者の市内定住・就労を促進する。 | ・高校生を対象とした「企業見学ツアー」を開催する。 ・専用ポータルサイトに企業紹介のほか、新卒・中途採用等の求人情報やインターンシップの受入など企業が募集している情報を掲載する。 ・インターンシップの受入に当たり、学生等へ交通費や宿泊費の支援を行った事業所に対し、経費の一部を助成する。 ・新たに市内企業のインターンシップ等受入情報を掲載したガイドブックを作成し、高校生等に配布するとともに、高校生のインターンシップ等に関する企業向けセミナーを開催する。 ・東京圏から移住し、就業等した方へ支援金を支給する。 | 産業政策課 |
| | 38 | 若者・女性の多様な働きかたに向けた施策、各種支援制度の周知・啓発による活用促進 | 創業支援利子補給補助金 創業スタートアップ支援補助金 女性起業家創出事業業務委託 | 女性の多様な働く場づくりを通じて女性の活躍推進や転出超過の状況の改善を図るため、女性起業家の創出に取り組む。 | ・創業支援利子補給補助金 創業者等が創業に当たり融資を受けた際、その利子相当額を補助した。 実績:30件 5,611千円 (R8.1.26現在 25件 4,729千円) ・創業スタートアップ支援補助金 創業に必要な経費の一部を補助した。 ・通常枠 上限500千円、補助率1/2 ・U・Iターン女性活躍推進枠 上限666千円、補助率2/3 実績:通常枠 17件 6,938千円 U・Iターン 2件 1,274千円 計19件 8,212千円 ・女性起業家創出事業業務委託 民間事業者と連携・委託し、相談窓口の設置、情報発信、コミュニティ形成支援等を実施した。 実績:新規相談者 12人 (R7.12月現在 6人)、創業者1人 | 拡充 | 女性の多様な働く場づくりを通じて女性活躍を一層推し進めるため、起業を志す女性のための相談窓口やセミナー・交流会の充実を図り、女性の創業を促進する。 | 女性の多様な働く場づくりを通じて女性の活躍推進や転出超過の状況の改善を図るため、女性起業家の創出に取り組む。 | ・創業支援利子補給補助金 創業者等が創業に当たり融資を受けた際、その利子相当額を補助する。 ・創業スタートアップ支援補助金 創業に必要な経費の一部を補助する。 通常枠 上限500千円、補助率1/2 U・Iターン女性活躍推進枠 上限666千円、補助率2/3 ・女性起業家創出事業 民間事業者と連携し、相談窓口の設置、情報発信、コミュニティ形成支援等を実施する。 | |
| | 39 | 事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 <u>※I-2-(1)-①と重複(No.22)</u> | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への制度周知や意識啓発を行う。 | 働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスについて、事業者等に対する意識啓発に取り組む。 | ・ワーク・ライフ・バランスに関する周知チラシの窓口での配布、市ホームページのほか、広報上越11月号での特集記事により、広く意識啓発を図った。 ・ワーク・ライフ・バランスに先駆的に取り組む市内事業所を紹介するPR動画を作成、公開し、事業者に対する意識啓発を図った。 ・令和7年度では、市内企業6社が新たに国の認定を取得した。 | 継続 | | 働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスについて、事業者等に対する意識啓発に取り組む。 | ・ワーク・ライフ・バランス推進企業に対し、支払利子や認定に係る経費の一部を補助する。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する周知チラシの窓口での配布、市ホームページ及び広報上越への掲載により、広く意識啓発を図る。 ・ワーク・ライフ・バランスに先駆的に取り組む市内事業所を紹介するPR動画を作成、公開し、事業者に対する意識啓発を図る。 | 産業政策課 |
| ②男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進 | 40 | 地域の自治会、市民団体、事業所などとの連携・協働による男女共同参画意識の醸成 | 女性の多様な活動を妨げないよう、あらゆる場面、世代において男女共同参画意識を醸成するための意識啓発や講座等を開催する。 | センター講座や出前講座の開催等を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上、パネル展2回以上) | 固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座やパネル展等の実施により意識啓発を図った。(センター講座6回、出前講座2回、パネル展2回) | 継続 | | センター講座や出前講座の開催等を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1回以上、パネル展2回以上) | 固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座やパネル展等を実施し、意識啓発を図る。 | 男女共同参画推進センター |
| | 41 | 地域に新たな活力を生み出す人材の当市への流入と定着を図る。 | 移住相談窓口を設置し、移住相談を行うほか、移住希望者を対象としたセミナーや体験ツアーを開催し、移住者の体験談や地域の様子などの具体的な情報を提供するとともに、住宅取得や借上げに対し補助を行う。 | 情報発信や相談対応、補助事業の利用促進等により、移住から定住まで一貫した支援を行う。 | ・移住相談窓口や移住イベントにおける相談対応を行った。 ・SNSや移住関連イベントにおける情報発信を行った。 ・移住体験ツアーで移住を検討している人を受け入れた。 ・住宅取得費や家賃の一部を補助した。 ・定住支援コーディネーターの取組を通して、移住・定住の促進に向けた環境づくりを行った。 | 継続 | 情報発信や相談対応、補助事業の利用促進等により、移住から定住まで一貫した支援を行う。 | ・移住相談窓口や移住イベントにおける相談対応の実施。 ・SNSや移住関連イベントにおける情報発信。 ・移住体験ツアーの実施。 ・住宅取得費や家賃への一部補助の実施。 ・定住支援コーディネーターによる移住・定住支援の実施。 | 多文化共生課 | |

重点目標(4) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | | | 令和8年度実施計画(予定) | 担当課 | | | |
|--|----|---|--|---|---|---------------|-------------------------------|---|---|--------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度取組実績(見込み) | | | | 令和8年度実施計画(予定) | | |
| | | | | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(女性の性と生殖に関する健康と権利)の普及啓発 | 42 | 女性の性と生殖に関する健康と権利に関する普及啓発及び生涯を通じた健康保持 | 女性の性と生殖に関する健康と権利及び生涯を通じた健康保持に関する講座を開催する。 | 講座の開催を通じて、性と生殖に関する健康と権利について理解と認知を高めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上) | 女性の性と生殖に関する健康と権利及び健康保持をテーマに取り入れた講座の開催により普及啓発を図った。(センター講座等2回) | 継続 | | 講座の開催を通じて、性と生殖に関する健康と権利について理解と認知を高めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1回以上) | 女性の性と生殖に関する健康と権利及び健康保持をテーマに取り入れた講座を開催し、普及啓発を図る。 | 男女共同参画推進センター |
| | 43 | 小学校体育科及び中学校保健体育科、家庭科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における授業及び保健指導において、性に関する正しい知識を指導する。 | 各校園ごとに性に関する指導の全体計画を作成し、「性に関する指導」を年間計画に位置付け実施するよう学校に啓発する。 | 各校園において、性に関する指導の全体計画を作成し、それに基づいた保健教育を実施する。(年間計画の作成、授業の実施) | 各校園に対して、性に関する指導の全体計画を作成とそれに基づいた保健教育を実施するよう指導した。保健教育の実施校園100% | 継続 | | 各校園において、性に関する指導の全体計画を作成し、それに基づいた保健教育を実施する。 | 各校園に対して、性に関する指導の全体計画の作成とそれに基づいた保健教育を実施するよう指導する。(年間計画の作成、授業の実施) | 学校教育課 |
| ②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実 | 44 | 健康づくりリーダー・食生活改善推進員・運動普及推進員の合同研修会での啓発活動 | 健康づくり推進活動チーム研修会において女性の健康づくりについて啓発する。 | 女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりを含む生涯を通じた健康づくりについて啓発を行う。 | 健康づくり推進活動チーム研修会、及び、食生活改善推進員、運動普及推進員研修会の開催により啓発活動を進めた。 | 継続 | | 女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりを含む生涯を通じた健康づくりについて啓発を行う。 | 健康づくり推進活動チーム研修会、及び食生活改善推進員、運動普及推進員研修会の開催により啓発活動を進める。 | 健康づくり推進課 |
| | 45 | 子宮頸がんや乳がんの女性特有のがんを早期に見出すためがん検診を実施する。 | ・子宮頸がん検診:20歳以上の女性を対象に実施 ・乳がん検診:40歳以上の女性を対象に実施 ・検診会場にて乳がんの自己触診方法について健康教育を実施 | ・上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。 ・子宮頸がんと乳がんの検診受診者を前年度より増加させるとともに、精密検査の受診率向上も目指す。 ・プレストアウェアネスに関する啓発を行う。 | ・インターネット予約システムの運用や土曜日健(検)診の実施により、受診しやすい環境を整えた。 ・ナッジ理論を活用した無料クーポン券を配布し、受診勧奨を行った。 ・子宮頸がん検診(21歳)、乳がん検診(41歳) ・市ホームページ等を通じ、乳房を意識する生活習慣について啓発した。 | 継続 | | ・上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。 ・子宮頸がんと乳がんの検診受診者を前年度より増加させるとともに、精密検査の受診率向上も目指す。 ・プレストアウェアネスに関する啓発を行う。 | ・インターネット予約システムの運用や土曜日健(検)診の実施により、受診しやすい環境を整える。 ・ナッジ理論を活用した無料クーポン券を配布し、受診勧奨を行う。 ・子宮頸がん検診(21歳)、乳がん検診(41歳) ・市ホームページ等を通じ、乳房を意識する生活習慣について啓発する。 | |
| | 46 | 妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、妊娠中の健康管理及び女性の健康の保持・増進を図る。 | ・妊婦一般健康診査:妊娠届出を行った市民を対象に受診票を交付する ・公費負担回数:14回 | ・妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行うことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようになる。 ・産婦健康診査において、産後うつ病スクリーニングを実施し、支援が必要な産婦を把握する。 | ・妊婦一般健康診査公費負担、及び妊娠届出時における受診勧奨を行い、女性の健康の保持・増進を図った。 ・産婦健康診査公費負担1回、及び産後うつ病スクリーニングにより支援が必要な産婦を把握し、適切な支援につなげた。 | 拡充 | 遠方の分娩取扱施設等への移動にかかる交通費等の助成を行う。 | ・妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行うことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようになる。 ・産婦健康診査において、産後うつ病スクリーニングを実施し、支援が必要な産婦を把握する。 | 妊婦一般健康診査公費負担、及び妊娠届出時における受診勧奨を行い、女性の健康の保持・増進を図る。 ・産婦健康診査公費負担1回、及び産後うつ病スクリーニングにより支援が必要な産婦を把握し、適切な支援につなげる。 ・母子の医学上の理由等により市外の母子周産期医療センターでの妊婦一般健診、分娩や産婦健診を行う妊産婦への交通費及び宿泊費の助成を行う。 | こども家庭センター |
| | 47 | 実施主体をスポーツ協会等とし、女性の関心が高く、参加しやすい教室等を開催し、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。 | 実施主体をスポーツ協会等とし、広報上越等に教室情報を掲載し、周知を図る。 | ・女性が参加しやすい教室(ノルディックウォーキング、親子運動教室など)を開催 ・市ホームページを通じた画像・動画による運動情報の発信 | ・広報上越に教室情報を掲載して周知を図り、事業の実施を支援することにより、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。 ・市ホームページを通じて画像・動画による運動情報を発信する。 | 継続 | | ・女性が参加しやすい教室(ノルディックウォーキング、親子運動教室など)を開催 ・市ホームページを通じた画像・動画による運動情報の発信 | ・広報上越に教室情報を掲載して周知を図り、事業の実施を支援することにより、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。 ・市ホームページを通じて画像・動画による運動情報を発信する。 | スポーツ推進課 |

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|--------------------------|---|---|--|--|--|--|---|---|--|-----------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実 | 48 | 産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。 (産前・産後ヘルパー派遣事業) | ・派遣期間:妊娠中及び産後16週以内で、60時間を限度とする。(多胎児の場合は妊娠中及び産後1年以内、70時間を限度) ・派遣内容:家事援助、兄弟の世話、乳児の世話、母親への支援 ・委託先:上越市社会福祉協議会他市内2事業所 | 関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。 | 母子保健事業における周知、及び、産科医療機関及び関係団体への制度説明の実施により制度の適切な利用を促進した。 | 拡充 | 産後パパ育休の終期である産後8週後のサポート体制を手厚くすべく、ホームヘルパーの派遣期間の終期を現行の「産後16週」から「産後24週」へ延長 | 関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。 | ・ホームヘルパーの質を担保するため、事業所を対象とした研修を実施する。 ・事業実施の結果を踏まえ、本事業の在り方を引き続き検討していく。 | こども家庭センター |
| | 49 | 「たばこと健康」に関する情報提供を行い、禁煙への意識の向上を目指す。 女性自身の喫煙や受動喫煙による女性(妊婦含む)の健康被害について啓発する。 | ・母子健康手帳交付時やすくすく赤ちゃんセミナー参加者に対して、禁煙・受動喫煙防止についての資料を配付。 ・健診受診者のうち、喫煙する者に喫煙による影響についての資料を配付。 ・広報誌等で喫煙及び受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。 | たばこと健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、市民の喫煙率の減少を目指す。 | 妊産婦の喫煙防止(母子健康手帳交付、3か月児健診において妊産婦等に対して、禁煙に向けた指導を行った。)、受動喫煙による健康被害の正しい知識の啓発を行った。 | 継続 | | たばこと健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、市民の喫煙率の減少を目指す。 | 妊産婦の喫煙防止(母子健康手帳交付、3か月児健診において妊産婦等に対して、禁煙に向けた指導を行う。)、受動喫煙による健康被害の正しい知識の啓発を行う。 | |
| | 50 | 助産師による女性の健康相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。 | 電話及び来所による健康相談室の開設 ・月・木・金 9:30～11:30 ・金 18:30～20:30(祝祭日除く、電話相談のみ) | 相談先を周知し、健康相談室の適切な利用を促すとともに関係機関と連携をし、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。 | ・母子保健事業における周知、及び、ホームページでの周知により、女性の健康保持・増進、不安軽減を図った。 ・健康相談開設場所を市民プラザこどもセンターに変更、電話予約制から母子健康手帳アプリによるオンライン予約制に変更し、市民の利便性向上を図った。 | 拡充 | 金曜日の時間帯を18:30～20:30から13:30～15:30に変更し、電話相談に加え、来所による相談も可能とした。 | 相談先を周知し、健康相談室の適切な利用を促すとともに関係機関と連携をし、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。 | ・母子保健事業における周知、及び、ホームページでの周知により、女性の健康保持・増進、不安軽減を図る。 ・母子健康手帳アプリによるオンライン予約制を活用など市民の利便性向上を図りながら実施継続していく。 | |
| | 51 | 生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援や育児・発達、栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な相談・保健指導を行う。 | ・妊産婦・新生児訪問指導事業:妊婦・産婦・新生児のいる家庭を助産師が訪問する。 ・こんにちは赤ちゃん事業:新生児訪問を受けていない生後4か月児までの家庭を保健師等が行う。 ・子育てに関する情報提供や子育て相談、個々の発育発達にあった支援を行う。 | ・子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。 ・出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。 ・産婦訪問や産婦健康診査により把握した支援を必要とする産婦を、出産後早期からの適切な支援につなげる。 | ・産婦、新生児訪問を実施し、母の心身の状況の確認や子育て支援、また児の発育・発達、栄養状況の把握や保健指導等を実施した。 ・訪問実施率は9割以上。転出等で未訪問:3件見込み ・産後うつ病のハイリスク者等、支援が必要な産婦への継続的な支援を実施した。 | 継続 | | ・子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。 ・出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。 ・産婦訪問や産婦健康診査により把握した支援を必要とする産婦を、出産後早期からの適切な支援につなげる。 | ・妊産婦・新生児訪問の実施。 ・里帰りや長期入院等で新生児訪問を受けていない生後4か月児までの家庭訪問を実施。 ・産後うつ病のハイリスク者等、支援が必要な産婦への継続的な支援を実施する。(助産師の継続支援も含む) | |
| 52 | 中学校、高等学校を対象に、生徒自身が心と身体の特徴を理解するとともに次世代を生き育てる体づくりをする大事な時期であることを認識し、望ましい生活習慣を選択する力をつけることができるよう健康教育を行う。 | 中学校で「命、きずなを考える講座」、高等学校で「思春期保健講座」を開催する。 | 次世代を生き育てるための重要な時期である中学生及び高校生が、自分や異性の体や生命の大切さを学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができるよう支援する。 | ・中学校での「命、きずなを考える講座」を22校77回実施、及び、高等学校での「思春期保健講座」を10校37回実施し健康教育への支援を図った。 ・若竹寮の中学生を対象に、思春期保健事業を実施し健康教育への支援を図った。 | 拡充 | プレコンセプションケアとして中学生自身や周囲関係者に対して、その概念と若い頃からの健康的な心身のための生活習慣の大切さを理解できるよう支援する。 | 次世代を生き育てるための重要な時期である中学生及び高校生が、自分や異性の体や生命、生活習慣の大切さを学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができるよう支援する。 | ・中学校での「命、きずなを考える講座」の実施、及び、高等学校での「思春期保健講座」の実施により健康教育への支援を図る。 ・若竹寮の中学生を対象に、思春期保健事業を実施し健康教育への支援を図る ・「プレコンセプションケア講演会」を実施により性別、年齢関係なく、その概念と若い頃からの健康的な心身のための生活習慣の大切さを理解できるよう支援する。 | | |

重点目標(5) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|-------------------------|----|--|--|--|--|---------------|-----------|--|--|--|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ①生活困窮者の自立促進の支援 | 53 | 生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)に基づき、生活困窮者に対して自立に向けた各種の支援を行う。 | 生活困窮者自立支援制度による各種の支援を実施する。 | 生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援により、困窮状態から早期に自立できるよう支援する。 | 生活困窮者自立支援制度に基づく事業を展開した。 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援 | 継続 | | 生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援により、困窮状態から早期に自立できるよう支援する。 | 生活困窮者自立支援制度に基づく事業を展開する。 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援 | 生活支援課 |
| ②ひとり親家庭等への支援の充実 | 54 | ひとり親家庭等の生活の安定等を図るため児童扶養手当を支給する。 | ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給する。 | 該当者への申請案内を確実に実施する。 | 離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせて児童扶養手当の周知を徹底し、申請漏れがないよう該当者への申請案内を行った。 | 継続 | | 該当者への申請案内を確実に実施する。 | 離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせて児童扶養手当の周知を徹底し、申請漏れがないよう該当者への申請案内を行う。 | こども家庭センター |
| | 55 | ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費を助成する。 | ひとり親家庭等に対し、医療費を助成する。 | 該当者への申請案内を確実に実施する。 | 離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせてひとり親家庭等医療費助成の周知を徹底し、申請漏れがないよう該当者への申請案内を行った。 | 継続 | | 該当者への申請案内を確実に実施する。 | 離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせてひとり親家庭等医療費助成の周知を徹底し、申請漏れがないよう該当者への申請案内を行う。 | |
| | 56 | ひとり親家庭等の生活の安定を図るため養育費取り決めのための費用を助成する。 | ひとり親家庭等に養育費取り決めのための費用を助成する。 | 支援を必要としている人に確実に制度の周知を行う。 | 離婚等にかかる相談や各手当の手続きにあわせて制度を案内し周知を徹底した。 | 継続 | | 支援を必要としている人に確実に制度の周知を行う。 | 離婚等にかかる相談や各手当の手続きにあわせて制度を案内し周知を徹底行う。 | |
| ③多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進 | 57 | 人権総合計画における施策に基づく各種啓発活動の推進 | 第5次人権総合計画における様々な人権問題に対応するため、市民、企業の人権意識の向上を図る取組を実施する。 | 市民や企業が様々な人権問題に対する理解を深めるため、講演会や研修会、資料展示などを通じて意識啓発を図る。 | 広報上越や市ホームページ、リーフレット等を活用した市民啓発のほか、市民や企業の人権意識の向上を図る市民セミナーや企業研修会、パネル展示等を実施した。 | 継続 | | 市民や企業が様々な人権問題に対する理解を深めるため、講演会や研修会、資料展示などを通じて意識啓発を図る。 | 広報上越や市ホームページ、リーフレット等を活用した市民啓発のほか、市民や企業の人権意識の向上を図る市民セミナーや企業研修会、パネル展示等を実施する。 | 人権・同和对策室 |
| | 58 | 市民や事業者へのユニバーサルデザインの考え方の普及、人にやさしいまちづくりに関する市の取組についての周知 | 広報上越及び市ホームページを活用した普及啓発のほか、地域や事業所への周知活動を実施する。 | 障害の有無や年齢、性別、言語などの違いにかかわらず、誰もが安全に安心して快適に暮らしていけるためのユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図る。 | 市ホームページを活用し、普及啓発を図るほか、教員及び市職員を対象に研修を実施した。 | 継続 | | 障害の有無や年齢、性別、言語などの違いにかかわらず、誰もが安全に安心して快適に暮らしていけるためのユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図る。 | 市ホームページを活用し、普及啓発を図るほか、教員及び市職員を対象に研修を実施する。 | 多文化共生課 |
| | 59 | 多様な属性の人々や価値観への理解を促進する意識啓発 | 多様な属性の人々や価値観への理解を促進するための講座を開催する。 | センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上) | 多様な属性の人々や価値観への理解を促進するための意識啓発に即した講座を開催した。(センター講座2回) | | 継続 | | センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1回以上) | 多様な属性の人々や価値観への理解を促進するための意識啓発に即した講座を開催する。 |

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (1) 女性の能力発揮への支援

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|---------------------|----|-------------------------------------|---|---|---|---------------|-----------|--|---|--------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度取組実績(見込み) | 令和8年度実施計画(予定) | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ①女性の人材育成に向けた各種講座の開催 | 60 | スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 | 能力開発に向けた各種講習会について情報提供する。 | 認定職業訓練機関が開催する各種講習会について、広く市民に周知する。 | 各種講習会や技能訓練に関するチラシを窓口に掲出したほか、広報上越にて認定職業訓練機関が開催する講座の情報提供を行った。 | 継続 | | 認定職業訓練機関が開催する各種講習会について、広く市民に周知する。 | 各種講習会や技能訓練に関するチラシを窓口に掲出したほか、広報上越にて認定職業訓練機関が開催する講座の情報提供を行う。 | 産業政策課 |
| | 61 | 女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発 | 女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発のための講座を開催する。 | 女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上) | 女性の人材育成及び能力発揮、女性の活躍推進に向けた意識啓発をテーマに取り入れた講座を開催した。(センター講座5回、出前講座2回) | 継続 | | 女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座等3回以上) | 女性の人材育成及び能力発揮、女性の活躍推進に向けた意識啓発をテーマに取り入れた講座を開催する。 | 男女共同参画推進センター |
| ②女性の再就職への支援 | 62 | 女性の就労支援事業を実施 | 女性のための再就職支援セミナー(個人向け) | 女性が再就職しやすい環境を整えるため、女性のための再就職支援セミナーを開催する。 | 関係機関と連携し、10/10「マザーズ再就職セミナー」を開催し、子育て中の女性の就労を支援した。 | 継続 | | 女性が再就職しやすい環境を整えるため、女性のための再就職支援セミナーを開催する。 | 関係機関と連携し、女性のための再就職支援セミナーを開催する。 | 産業政策課 |
| | 63 | 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭自立支援プログラム作成 | ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。 | 支援が必要なひとり親の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。 | ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援した。 | 継続 | | 支援が必要なひとり親の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。 | ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。 | こども家庭センター |
| | 64 | 女性の再就職への支援につながる情報の収集及び提供 | 国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などについて情報収集するとともに、男女共同参画推進センターなどで関連情報を提供する。 | 継続的に関連情報を収集するとともに、配置物の定期的な入れ替えを行い、市民に最新の情報を提供する。 | 国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などの情報を収集するとともに、情報紙などにより関連情報を提供し、女性の再就職への支援を進めた。(情報紙1回) | 継続 | | 継続的に女性の再就職への支援につながる関連情報を収集するとともに、配置物の定期的な入れ替えを行い、市民に最新の情報を提供する。 | 女性の再就職支援につながるため、国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などの情報を収集するとともに関連情報を提供する。 | 男女共同参画推進センター |

重点目標 (2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|------------------|----|--|--|--|---|---------------|-----------|--|--|--------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度取組実績(見込み) | 令和8年度実施計画(予定) | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ①女性人材の情報収集、整備、提供 | 65 | 男女共同参画推進センター登録団体 | 男女共同参画社会の実現に貢献する活動を行っている市民団体を登録し、連携して事業を行う。 | 登録団体の活動が活発に実施される。 | 市ホームページなどで、登録団体の募集を周知する。団体とセンターの意見交換を行う懇談会を開催し、センター講座や情報紙などの事業に反映した。(懇談会3回、研修会1回) | 継続 | | 登録団体の活動が活発に実施される。 | 市ホームページにおいて、登録団体の募集を周知する。団体とセンターの意見交換を行う懇談会を開催し、事業に反映する。 | 男女共同参画推進センター |
| | 66 | 女性人材バンク ※I-3-(3)-①と重複(No.69) | 女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。 | 庁内各課に対し、各種審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。 | 市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図った。 | 継続 | | 庁内各課に対し、各種審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。 | 女性の参画推進を図るため、市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課に対する活用呼び掛けを行う。 | |
| ②女性の参画情報の調査、公表 | 67 | 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※I-4-(2)-②と重複(No.87) | 産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 計画に基づき、制度の周知を行う。 | 第3次特定事業主行動計画に従って実施し、令和11年度を達成年度とする各目標値の達成に向けて取り組む。 | 職員が各種制度を利用しやすくなるよう、庁内掲示板等を活用した制度の周知を行うなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施した。日頃庁内掲示板を活用していない職員にも周知が行き届くよう、庁内掲示板等に加え、インターネットからアクセス可能なページに掲載を行い、当該ページが職員に認知されるよう周知し、職員が必要な情報にいつでもアクセスできる環境を整備した。 | 継続 | | 第3次特定事業主行動計画に従って実施し、令和11年度を達成年度とする各目標値の達成に向けて取り組む。 | 職員が各種制度を利用しやすくなるよう、庁内掲示板等を活用した制度の周知を行うなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施する。日頃庁内掲示板を活用していない職員にも周知が行き届くよう、庁内掲示板等に加え、インターネットからアクセス可能なページに掲載し、当該ページが職員に確実に認知されるよう継続的に周知し、職員が必要な情報にいつでもアクセスできる環境を整備していく。 | 人事課 |
| | 68 | 女性の参画・活躍情報の調査、公表 | 女性の参画・活躍情報の調査、公表 | 女性の参画・活躍情報を収集、公表することにより、各分野における女性の参画や活躍の現状について理解を深めてもらう。 | 情報紙や市ホームページ等を通じて、各分野における女性の参画・活躍情報を市民に提供した。(情報紙2回) | 継続 | | 女性の参画・活躍情報を収集、公表することにより、各分野における女性の参画や活躍の現状について理解を深めてもらう。 | 情報紙や市ホームページ等を通じて、各分野における女性の参画・活躍情報を市民に提供する。 | 男女共同参画推進センター |

重点目標(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|-------------------------------|----|--|---|---|--|---------------|-----------|---|---|------------------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ①市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進 | 69 | 女性人材バンク ※ I-3-(2)-(1)と重複 (No.66) | 女性人材に関する情報の収集及び市内への情報提供を行う。 | 庁内各課に対し、各種審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。 | 市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図った。 | 継続 | | 庁内各課に対し、各種審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。 | 女性の参画推進を図るため、市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課に対する活用呼び掛けを行う。 | 男女共同参画推進センター |
| | 70 | 市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上 | 【全庁での取組】市の各種委員会・審議会等の委員選任に関し、改選に合わせ男女の委員比率が平等となるよう各課に呼び掛ける。 | 引き続き各種審議会等における女性登用率の向上を図るよう呼び掛けし、女性委員の登用率を現状値(令和6年度末・29.1%)より向上させる。 | 庁内に向けた「クオータ制」の趣旨への理解及び各種審議会等における女性登用率の向上に向けて働きかけた。 | 継続 | | 引き続き各種審議会等における女性登用率の向上を図るよう呼び掛けし、女性委員の登用率を現状値(令和7年度末)より向上させる。 | 庁内に向けた「クオータ制」の趣旨への理解及び各種審議会等における女性登用率の向上に向けて働きかける。 | 全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター) |
| | 71 | ファミリーヘルプ保育園での一時預かり保育の実施。 | 制度の周知に努め、市主催の会議等へ出席する委員に対し、会議等への出席がしやすい環境をつくる。 | 市主催の会議等へ出席する委員に対し、会議等への出席がしやすい状態にする。 | 制度の周知に努め、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会議等へ出席しやすい環境を維持した。 | 継続 | | 市主催の会議等へ出席する委員に対し、会議等への出席がしやすい状態にする。 | 制度の周知に努め、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会議等へ出席しやすい環境を維持する。 | 幼児保育課 |
| ②女性職員の積極的な登用 | 72 | 市の中堅幹部として必要な行政管理能力・政策形成能力を習得する研修の機会を男女均等に付与し、管理職の候補となり得る職員を育成する。 | 自治大学校へ、主任級の女性職員1人を派遣する。 | 外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣する。 | 地方創生時代の職員・組織を創るべく、派遣先については毎年検討・見直しを行っている。自らの政策形成能力、調整能力等を高めるため、外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣した。 | 継続 | | 外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣する。 | 地方創生時代の職員・組織を創るべく、派遣先については毎年検討・見直しを行っている。自らの政策形成能力、調整能力等を高めるため、外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣する。 | 人事課 |
| | 73 | 女性職員の積極登用 | 女性職員を様々な分野へ積極的に登用する。 | 職員採用試験において、継続的に女性職員を採用するとともに、能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用する。 | ・職員の採用に当たっては、女性受験者の増加に向け、子育て支援制度等、女性も働きやすい職場であることを周知した上で、受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行った。(職員採用サイトや各種説明会での周知、職員採用試験の実施) ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用した。 | 継続 | | 職員採用試験において、継続的に女性職員を採用するとともに、能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用する。 | ・職員の採用に当たっては、女性受験者の増加に向け、子育て支援制度等、女性も働きやすい職場であることを周知した上で、受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行う。(職員採用サイトや各種説明会での周知、職員採用試験の実施) ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用する。 | |

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標(1) 男女共同参画推進センターの充実

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|--------------------|----|---|--|--|---|---------------|-----------|--|--|--------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ①男女共同参画に関する情報発信の強化 | 74 | 男女共同参画に関する市の取組の紹介 | 「上越市の男女共同参画の取組」冊子の作成と配布による周知・啓発 | 上越市の男女共同参画に関する取組・事業内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成するとともに、その内容を上越市ホームページへ公開し、理解を深めてもらう。 | 上越市の男女共同参画に関する取組を公表した。 ・冊子「上越市の男女共同参画の取組」の作成 ・上越市ホームページでの公開 | 継続 | | 上越市の男女共同参画に関する取組・事業内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成するとともに、その内容を上越市ホームページへ公開し、理解を深めてもらう。 | 上越市の男女共同参画に関する取組の公表 ・冊子「上越市の男女共同参画の取組」の作成 ・上越市ホームページでの公開 | 男女共同参画推進センター |
| | 75 | 男女共同参画に関する市民への啓発 ※ I-1-(1)-(1)と重複 (No.2) | 情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。 | 情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。 | 情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進めた。(年2回発行、町内会班回覧年2回、関係者への郵送、施設配置) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させ、市民に伝わりやすい紙面づくりに取り組んだ。 | 継続 | | 情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。 | 情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進める。(年2回発行、町内会班回覧年2回、関係者への郵送、施設配置) ※紙面作成に当たっては、市民に伝わりやすい内容になるよう、センター登録団体懇談会での意見を反映させる。 | |
| | 76 | 市民への男女共同参画に関する情報提供と情報発信 | 男女共同参画に関する図書を購入手、市民へ情報提供と情報発信を行う。 | 男女共同参画に関する図書を充実させ、貸し出すことにより、男女共同参画に関する理解を深めてもらう。(数値目標:図書貸出数200冊以上・貸出人数95人以上) | 男女共同参画推進センターの図書コーナーの認知度を高め、関連図書を通じた市民への情報提供・情報発信を行った。 セミナーや男女共同参画週間などに合わせた図書のテーマ展示を実施した。(2回) (R8年1月末現在:図書貸出数193冊・貸出人数75人) | 継続 | | 男女共同参画に関する図書を充実させ、貸し出すことにより、男女共同参画に関する理解を深めてもらう。(図書貸出数・貸出人数とも前年度実績の増を目指す) | 男女共同参画関係図書の購入及び貸出により、市民への情報提供・情報発信を行う。 セミナーとの相乗効果を狙い、セミナーに合わせた図書のテーマ展示を実施する。 | |

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|--------------|----|-----------------|---|---|--|---------------|-----------|---|---|--------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ②市民や活動団体への支援 | 77 | 男女共同参画の活動団体への支援 | ・男女共同参画推進センター登録団体懇談会・研修会の開催 ・男女共同参画に関する情報の提供 | 登録団体への情報提供や、登録団体間の交流・連携を図る機会を設けることにより、登録団体の企画力、運営力向上につなげていく。(数値目標:懇談会・研修会計4回以上開催) | 男女共同参画団体の支援を行った。 ・センター登録団体懇談会の開催(4回) ・研修会の実施(1回) ・各種情報の提供 | 継続 | | 登録団体への情報提供や、登録団体間の交流・連携を図る機会を設けることにより、登録団体の企画力、運営力向上につなげていく。(数値目標:懇談会・研修会計4回以上開催) | 男女共同参画団体の支援 ・センター登録団体懇談会の開催 ・研修会の実施 ・各種情報の提供 | 男女共同参画推進センター |
| | 78 | センター登録団体等との連携 | センター登録団体への講座の委託及び協働による講座の運営。 | 講座の企画・運営を委託することにより、登録団体の持つ専門性やネットワークの活用が図られ、市民目線による分かりやすい講座の開催につなげる。(数値目標:7講座委託) | 市が指定したテーマに基づき、男女共同参画推進センター登録団体に企画と運営を委託し、講座を開催した。(委託講座9回) | 継続 | | 講座の企画・運営を委託することにより、登録団体の持つ専門性やネットワークの活用が図られ、市民目線による分かりやすい講座の開催につなげる。(数値目標:7講座委託) | 市が指定したテーマに基づき、男女共同参画推進センター登録団体に企画と運営を委託し、講座を開催する。 | |

重点目標(2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|--------------|----|--|---|---|--|---------------|-----------|---|--|--------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ①市職員への研修会の実施 | 79 | セクシュアル・ハラスメント防止対策周知 | 研修時に、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知し、課内でハラスメントが起きない環境整備に努める。 | ・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、誰もが正しい知識を習得できる機会を提供する。 | ・全ての階層の職員に対して、ハラスメントの基礎知識及び防止に関する内容を取り入れた研修を実施した。 ・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、誰もが正しい知識を習得できる環境を整備した。 | 継続 | | ・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、誰もが正しい知識を習得できる機会を提供する。 | ・全ての階層の職員に対して、ハラスメントの基礎知識及び防止に関する内容を取り入れた研修を実施する。 ・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、誰もが正しい知識を習得できる環境を整備する。 | 人事課 |
| | 80 | 広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、職員研修を行う。 | 広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、広報主任の研修を行う。 | 広報上越や市ホームページなどへの情報発信については、男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。 | 市政情報の発信に関し、男女共同参画の視点をはじめ留意すべき点をまとめた資料をグループウェアに配置し、職員の意識付けを図った。 | 継続 | | 広報上越や市ホームページなどでの情報発信については、職員が男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。 | 市政情報の発信に関し、男女共同参画の視点をはじめ留意すべき点をまとめた資料をグループウェアに配置し、職員の意識付けを図る。 | 広報対話課 |
| | 81 | 男女共同参画に関する保育士及び幼稚園教諭の意識啓発 | 男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため保育園及び幼稚園職員に対して研修会を実施する。 | 保育士を対象とした研修会を開催し、男女共同参画の考え方を意識し、業務の中で実践できるよう、理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催) | 保育士を対象に子どもの人権とエンパワメントをテーマとした研修会を開催し、意識啓発を図った。(1回) | 継続 | | 保育士を対象とした研修会を開催し、男女共同参画の考え方を意識し、業務の中で実践できるよう、理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催) | 保育士を対象とした研修会を開催し、意識啓発を図る。 | 男女共同参画推進センター |
| | 82 | 男女共同参画に関する職員の意識啓発 | 男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため職員研修会を開催する。 | 職員を対象とした研修会を開催し、男女共同参画の考え方を意識し、業務の中で実践できるよう理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催) | 職員を対象に働く女性の女性の健康をテーマとした研修会を開催し、意識啓発を図った。(1回) | 継続 | | 職員を対象とした研修会を開催し、男女共同参画の考え方を意識し、業務の中で実践できるよう理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催) | 職員を対象とした研修会を開催し、意識啓発を図る。 | |

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|-----------------------|------------------------------|---|--|--|---|---------------|---|--|--|------------------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進 | 83 | 職場における旧姓使用 | 職員から申請のあった旧姓使用について、業務上の支障又は混乱を招く恐れがないかを確認し、可否を判断する。 | 現行の制度を継続して実施する。 | 現行制度の継続実施。 | 継続 | | 現行の制度を継続して実施する。 | 現行制度の継続実施。 | 人事課 |
| | 84 | 男女共同参画に係る市民意識の把握 | ・男女共同参画推進センター講座・出前講座の参加者に対し、アンケートを実施する。 ・上越市における男女共同参画全般に関する市民意識調査を実施する。 | 講座参加者へのアンケートを通じて、男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握し、男女共同参画事業の参考とする。 | 各種講座参加者に対し、講座の感想及び男女共同参画について感じていることなどについてアンケートを実施し、意識・現状を把握した。 | 拡充 | 第5次男女共同参画基本計画の基礎資料とするため、男女共同参画に関する市民意識調査を実施する。 | 講座参加者へのアンケートを通じて、男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握し、男女共同参画事業の参考とする。男女共同参画に関する市民意識調査を実施する。 | 各種講座参加者に対し、講座の感想及び男女共同参画について感じていることなどについてアンケートを実施し、意識・現状を把握する。市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、第5次男女共同参画基本計画の基礎資料とするため、5年に一度の市民意識調査を実施する。 | 男女共同参画推進センター |
| | 85 | 情報発信時におけるジェンダー視点でのチェック | 【全庁での取組】 広報しようえつやホームページ作成時及びメディアを通じた情報発信、周知文書等常にジェンダーの視点からチェックする。 | 職員に対しジェンダーガイドラインに関する意識付けのための情報提供を行い、職員一人一人からその意識を持ってもらう。 | ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供を行い、意識啓発を図った。 | 継続 | | 職員に対しジェンダーガイドラインに関する意識付けのための情報提供を行い、職員一人一人からその意識を持ってもらう。 | ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供を行い、意識啓発を図る。 | 全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター) |
| | 86 | ハラスメント等に関わる人間関係の悩みや不安などに適切に対応するための職員相談窓口制度の充実 | 相談窓口を継続し、気軽に利用できるよう周知する。 | パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する相談に、迅速かつ適切に対応する。 | ・職場におけるハラスメントに関する相談窓口の周知を図った。 ・職員からの相談に迅速に応じ、適切に対応するため、ハラスメント相談員が相談・対応のノウハウを学ぶことができる研修を実施した。 | 継続 | | パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する相談に、迅速かつ適切に対応する。 | ・職場におけるハラスメントに関する相談窓口の周知を図る。 ・職員からの相談に迅速に応じ、適切に対応するため、ハラスメント相談員が相談・対応のノウハウを学ぶことができる研修を実施する。 | 人事課 |
| | 87 | 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※1-3-(2)-②と重複(No.67) | ・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。 | ・第3次特定事業主行動計画に従い実施し、令和11年度を達成年度とする各目標値の達成に向けて取り組む。 | 職員が各種制度を利用しやすくなるよう、庁内掲示板等を活用した制度の周知を行うなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施した。 日頃庁内掲示板を活用していない職員にも周知が行き届くよう、庁内掲示板等に加え、インターネットからアクセス可能なページに掲載を行い、当該ページが職員に認知されるよう周知し、職員が必要な情報にいつでもアクセスできる環境を整備した。 | 継続 | | ・第3次特定事業主行動計画に従い実施し、令和11年度を達成年度とする各目標値の達成に向けて取り組む。 | 職員が各種制度を利用しやすくなるよう、庁内掲示板等を活用した制度の周知を行うなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施する。 日頃庁内掲示板を活用していない職員にも周知が行き届くよう、庁内掲示板等に加え、インターネットからアクセス可能なページに掲載し、当該ページが職員に確実に認知されるよう継続的に周知し、職員が必要な情報にいつでもアクセスできる環境を整備していく。 | |
| 88 | 子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)取得運動の実施 | 子育てをしている職員やその家族、また、介護する必要のある家族のある職員が、子育てや介護等に関わるために、子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)を積極的に取得するなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行い、職場全体で支援する。 | ・第3次特定事業主行動計画に従い実施し、「職員一人当たりの次休暇取得日数平均14日」を目指す。 ※R5で目標を達成したため、第3次計画において目標の見直しを行った。 | 年次有給休暇の取得を一層推進するため、5日程度の計画的な取得日(指定休暇日)をあらかじめ指定するなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施した。 希望する職員が子育て・介護のための休暇を円滑に取得できるよう、各種休暇制度について周知を図り、職員の理解促進につなげた。 | 継続 | | ・第3次特定事業主行動計画に従い実施し、「職員一人当たりの次休暇取得日数平均14日」を目指す。 | 年次有給休暇の取得を一層推進するため、5日程度の計画的な取得日(指定休暇日)をあらかじめ指定するなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施する。 希望する職員が子育て・介護のための休暇を円滑に取得できるよう、各種休暇制度について周知を図り、職員の理解促進につなげる。 | | |

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|-----------------------|----|-----------------------|--|--|--|---------------|-----------|--|--|-------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度取組実績(見込み) 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進 | 89 | 男女双方の視点に配慮した避難所の運営 | 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保などに配慮するとともに、職員配置の男女バランス、相談体制の整備、避難住民による避難所管理組織に対するの男女共同参画の配慮など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に立った避難所運営を図る。 | ・集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資としてH29年度配備した間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立てる。 ・国の交付金を活用し、パーティションやトイレカーを購入することで、避難所におけるプライバシーを確保し、良好な生活環境の整備を図る。 | ・集中備蓄のほか、要配慮者物資として間仕切りを各避難所に配備することを継続し、男女双方の視点に配慮した避難所運営を図った。 ・避難生活が長期化した場合に避難者の集約が想定される避難所で使用するため、15施設にパーティションを配備した。 ・トイレカーを1台購入した。 | 継続 | | 集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか配備済みのパーティション、トイレカー及び要配慮者物資として配備した間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立てる。 | 更衣室の集中備蓄のほか、集約先避難所での使用を想定するパーティション及び要配慮者物資の間仕切りの各施設への配備を継続するとともに、トイレカーの適切な維持管理及び活用の周知を行い、男女双方の視点に配慮した避難所運営を図る。 | 危機管理課 |
| | 90 | 女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保 | 女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品について、計画的な確保に努める。 | 要配慮者(女性、高齢者、乳幼児等)に対応した備蓄品(女性用品、おむつ、おしりふき、段ボールベッド等)の避難所への配備、粉ミルク・哺乳瓶等の市内16か所の拠点施設への配備を継続し、定期的な入替を行い、今後も引き続き計画的な配備を進める。 | 避難所における要配慮者物資の適正な維持管理を継続し、女性や子育て家庭のニーズの対応に努めた。(粉ミルクは毎年度更新、女性用品等については、使用期限等に沿って適時更新) | 継続 | | 要配慮者(女性、高齢者、乳幼児等)に対応した備蓄品(女性用品、おむつ、おしりふき、段ボールベッド等)の避難所への配備、粉・液体ミルク、哺乳瓶等の市内16か所の拠点施設への配備を継続し、定期的な入替を行い、今後も引き続き計画的な配備を進める。 | 避難所における要配慮者物資の適正な維持管理を継続し、女性や子育て家庭のニーズの対応に努める。(粉・液体ミルクは毎年度更新、女性用品等については、使用期限等に沿って適時更新) | |

施策の分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|-----------------------------|----|-----------------------------|--|--|--|---------------|-----------|---|--|--------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ① 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 | 91 | 女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 | 情報紙に女性に対する暴力の根絶と防止の記事を掲載し、意識啓発を図る。 | 情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」に暴力防止に向けた記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:記事を1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載) | ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への継続的な女性相談窓口の案内記事を掲載するほか、暴力防止に向けた啓発記事を掲載した。(記事1回、女性相談窓口の案内2回) ・女性に対する暴力防止運動期間に高田城三重櫓のパープル・ライトアップを実施し、意識啓発を図った。 | 継続 | | 情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」に暴力防止に向けた特集記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:記事掲載1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載) | ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への継続的な女性相談窓口の案内記事を掲載するとともに、特集記事を掲載し、女性に対する暴力防止の啓発を行う。 ・高田城三重櫓パープル・ライトアップを実施する。 | 男女共同参画推進センター |
| | 92 | 女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた講座の開催 | 女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止を図るための講座を開催する。 | 講座の開催を通じて、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた意識醸成につなげてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上) | DV防止をテーマに取り入れた講座を開催し、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた啓発を図った。(センター講座1回(オンラインセミナーのサテライト会場設置)) | 継続 | | 講座の開催を通じて、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた意識醸成につなげてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座等1回以上) | 女性に対する暴力の根絶と防止に向けた啓発を図るため、DV防止をテーマに取り入れた講座を開催する。 | |
| ② セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発 | 93 | セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発 | セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発のため出前講座の開催働きかけを行う。 | 出前講座の開催を中心に、セクシュアル・ハラスメントの防止意識を高めるための機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上) | セクシュアル・ハラスメント防止をテーマに取り入れた講座を開催し、啓発を図った。(出前講座6回) | 継続 | | 出前講座の開催を中心に、セクシュアル・ハラスメントの防止意識を高めるための機会を提供する。(数値目標:センター講座等1回以上) | セクシュアル・ハラスメント防止をテーマに取り入れた講座を開催し、啓発を図る。 | 男女共同参画推進センター |

重点目標 (2) 相談窓口の充実

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|-------------|----|----------------------------|---|---|--|---------------|-----------|---|--|--------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ① 女性相談事業の充実 | 94 | 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた女性相談の充実 | 女性相談員が各種研修会に参加し、DV等に関する知識の習得や資質の上乗せを図る。 | 各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や資質の上乗せを図り、複雑かつ困難化しているケースに適切に対応できる状態にする。 | 国・県などが主催するDV防止、被害者支援に関する研修会に参加し、知識の習得などに努めた。 | 継続 | | 各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や資質の上乗せを図り、複雑かつ困難化しているケースに適切に対応できる状態にする。 | 国・県などが主催するDV防止、被害者支援に関する研修会に参加し、知識の習得などに努める。 | 男女共同参画推進センター |
| | 95 | 女性相談窓口の周知 | 女性相談カードや周知ポスターの作成を通じて、相談窓口の周知を充実する。 | 女性相談カードや啓発用リーフレットのほか、大型パネルの掲出など、女性の目に届きやすい方法で相談窓口やDVに関する情報を提供することにより、認知度を向上させ、一人で悩むことなく相談ができる状態にする。 | ・啓発用リーフレットの掲出・配布(市内中学校や各種施設などに配置) ・女性相談カードの掲出・配布(講座等での配布、各種施設などに配置) ・啓発用大型パネルの掲出 ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」での継続的な周知 ・高田城三重櫓パープル・ライトアップの実施(11月12日～25日) | 継続 | | 女性相談カードや啓発用リーフレットのほか、大型パネルの掲出など、女性の目に届きやすい方法で相談窓口やDVに関する情報を提供することにより、認知度を向上させ、一人で悩むことなく相談ができる状態にする。 | ・啓発用リーフレットの掲出・配布(市内中学校や各種施設などに配置) ・女性相談カードの掲出・配布(講座等での配布、各種施設などに配置) ・啓発用大型パネルの掲出 ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」での継続的な周知 ・高田城三重櫓パープル・ライトアップの実施(11月12日～25日) | |

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|--------------|----|--|--|---|---|--|-----------|---|--|---------------------------------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ②その他相談機関との連携 | 96 | 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた他の相談機関との連携・協力 | DV被害者への的確な支援を行うため、被害者の安全と円滑な庁内連携体制の確保を図るとともに、関係課職員のDVに関する知識を高める。 | 関係者間において、DV防止、被害者支援に関する情報共有と連携体制を確認することにより、相談者・被害者の意向や事情に沿った支援につなげられる状態にする。 | DV防止、被害者支援の関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」を開催し、庁内連携体制の確保と情報共有を図った。 | 継続 | | 関係者間において、DV防止、被害者支援に関する情報共有と連携体制を確認することにより、相談者・被害者の意向や事情に沿った支援につなげられる状態にする。 | DV防止、被害者支援の関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」を開催し、庁内連携体制の確保と情報共有を図る。 | 男女共同参画推進センター |
| | 97 | 女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実 | ・相談に的確に対応できるよう職員の資質向上を図る。 ・相談窓口の周知に努める。 | 関係機関と連携しながら、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談に応じられる状態にする。 | 関係機関と連携しながら、相談窓口等の周知を行うとともに、子育てに関する相談に対応した。 | 継続 | | 関係機関と連携しながら、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談に応じられる状態にする。 | 関係機関と連携しながら、相談窓口等の周知を行うとともに、子育てに関する相談に対応する。 | 健康づくり推進課 子ども家庭センター |
| | 98 | 介護者と被介護者の暴力(身体的暴力、言葉による暴力、介護放棄等)の根絶をめざし、相談・支援体制を確立 | ・職員の資質向上。 ・関係機関、関係課との連携、相談窓口の周知に努める。 | 虐待の通告を受けた際は、高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。 | 虐待の通告を受けた際は、関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援・対応を行う。 | 虐待の通告を受けた際は、高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。 | 継続 | | 虐待の通告を受けた際は、高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。 | 虐待の通告を受けた際は、関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援・対応を行う。 |

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標 (1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | | | 担当課 |
|-------------------------|-----|---|--|--|--|---------------|-----------|--|---|--------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | 取組内容 | |
| ①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進 | 99 | DVに関する制度や法律の周知 | 情報紙やパンフレット等により、制度や法律等の概要について掲載し、市民への周知を図る。 | DVの実態や、相談窓口についての内容を記載し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行ってはならないことを市民に周知する。(数値目標:記事掲載1回) | DVに関する制度などの周知を行った。 ・情報紙「ウイズじょうえつからのたより」や、パネル・ポスターのほか、パンフレットを活用した制度周知を行った。(記事掲載1回) ・(公財)新潟県女性財団と連携し、制度周知につながる講座を開催した。 | 継続 | | DVの実態や、相談窓口についての内容を記載し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行ってはならないことを市民に周知する。(数値目標:記事掲載1回) | DVに関する制度などの周知 ・情報紙「ウイズじょうえつからのたより」や、パネル・ポスターのほか、パンフレットを活用した制度周知を行う。 ・(公財)新潟県女性財団と連携し、制度周知につながる講座を開催する。 | 男女共同参画推進センター |
| ②被害者への安全確保のための情報提供 | 100 | 女性相談事業の実施(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し、相談支援、関係機関との連携による被害者の保護等を図る。) | 相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:安全確保を図るための関係機関との連絡・連携 | 様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援ができる状態を維持する。(数値目標:女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件) | 女性相談窓口の設置し、様々な不安や悩みを抱える相談者に対応した。 ・3人の相談員を配置(内一人は、統括女性相談員) ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は19時まで電話相談のみ延長) ・電話及び来所相談を実施(女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件) | 継続 | | 様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援ができる状態を維持する。(数値目標:女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件) | 女性相談窓口の設置 ・3人の相談員を配置 ・3人の相談員の一人を統括指導的業務を行う相談員として配置し、相談体制の充実・強化を図る。 ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は19時まで電話相談のみ延長) ・電話及び来所相談を実施 | 男女共同参画推進センター |
| | 101 | DV被害者の緊急一時保護支援 | DV被害者の安全確保を図るため、一時保護施設や警察等関係機関との連携を図るとともに、緊急一時保護に係る生活費を貸与する体制を取る。 | 被害者の安全を確保するため、緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与できる状態を維持する。 | DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき、被害者の安全確保のための経費3万円を用意した。 | 継続 | | 被害者の安全を確保するため、緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与できる状態を維持する。 | DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき、被害者の安全確保のための経費3万円を用意する。 | |
| | 102 | 女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実 | 市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ) | 市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、庁内関係課との連携体制を維持する。 | 市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日(電話・来所) 各区総合事務所からのオンライン相談 ・弁護士相談 毎月第1～第4週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ) | 継続 | | 市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、庁内関係課との連携体制を維持する。 | 市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日(電話・来所) 各区総合事務所からのオンライン相談 ・弁護士相談 毎月第1～第4週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ) | 市民相談センター |

重点目標(2) 自立への支援

| 施策の方向 | № | 第4次基本計画 | | 令和7年度取組実績(見込み) | | 令和8年度実施計画(予定) | | | 担当課 | |
|----------|-----|--|--|---|---|---------------|-----------|---|---|--------------|
| | | 事業内容 | 事業計画 | 目標 | 取組内容 | 方向性 | 理由・見直し内容等 | 目標 | | 取組内容 |
| | | | | | | | | | | |
| ①生活再建の支援 | 103 | 女性相談事業の実施(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し、相談支援、関係機関との連携による被害者の自立支援を図る。) | 相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建に向けた情報を提供するため、関係機関との連携を図る。 | 被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。 | DV被害者に対する生活再建支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2)) | 継続 | | 被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。 | DV被害者に対する生活再建支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2)) | 男女共同参画推進センター |
| ②同伴者への支援 | 104 | 女性相談事業の実施(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し、相談支援、関係機関との連携による被害者の自立支援を図る。) | 相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建を行うにあたり、同伴者も多大な影響があることから、それを支援するため、関係機関との連携を図る。 | 被害者の心のケアを第一に、同伴者に対しても、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。 | DV被害者の同伴者支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2)) | 継続 | | 被害者の心のケアを第一に、同伴者に対しても、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。 | DV被害者の同伴者支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2)) | 男女共同参画推進センター |

| 施策の分野【2】 | 基本目標【6】 | 重点目標【18】 | 施策の方向【38】 | 事業数 | 方向性 | | | | |
|--------------------------|--|--|---|---|------------------------------------|--------|--------|-------------|--------|
| | | | | | 拡充 | 見直し | 継続 | | |
| I 男女が等しく参画するための社会環境整備 | 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：8 ▶ 事業数：20 | (1) 男女共同参画についての理解の促進と意識啓発 | ①広報などを通じた継続的な意識啓発活動の推進 ②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進 | 重複1 3 1 | | | 3 1 | | |
| | | (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し | ①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施 ②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施 | 5 2 | | | 5 2 | | |
| | | (3) 男性にとっての男女共同参画の推進 | ①男性における男女共同参画の意義の理解促進 ②男性の家事・育児・介護等への参画の促進 | 1 2 | | | 1 2 | | |
| | | (4) 子どもへの意識啓発の推進 | ①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底 ②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実 | 3 3 | | | 3 3 | | |
| | | 2 男女共同参画を実践できる環境づくり ▶ 重点目標：5 ▶ 施策の方向：12 ▶ 事業数：38 | (1) 労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現 | ①ワーク・ライフ・バランスの浸透 ②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進 ③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組 | 重複1 4 4 1 | | | 4 4 1 | |
| | | | (2) 子育て、介護への支援の充実 | ①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 ②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実 | 6 1 | | 1 | 6 | |
| | | | (3) 女性の市内定住、U・Iターンのための環境整備 | ①若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組 ②男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進 | 重複1 3 2 | 2 | | 1 2 | |
| | | | (4) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援 | ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（女性の性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発 ②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実 | 2 9 | | 4 | 2 5 | |
| | | | (5) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備 | ①生活困窮者の自立促進の支援 | 1 | | | 1 | |
| | | | | ②ひとり親家庭等への支援の充実 | 3 | | | 3 | |
| | | | | ③多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進 | 3 | | | 3 | |
| | | | 3 女性が活躍できる社会づくり ▶ 重点目標：3 ▶ 施策の方向：6 ▶ 事業数：15 | (1) 女性の能力発揮への支援 | ①女性の人材育成に向けた各種講座の開催 ②女性の再就職への支援 | 2 3 | | | 2 3 |
| | (2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進 | | | ①女性人材の情報収集、整備、提供 | 重複1 2 | | | 2 | |
| | | | | ②女性の参画情報の調査、公表 | 重複1 2 | | | 2 | |
| | (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大 | | | ①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進 | 重複1 3 | | | 3 | |
| | | | | ②女性職員の積極的な登用 | 2 | | | 2 | |
| | 4 推進体制の整備 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：17 | (1) 男女共同参画推進センターの充実 | | ①男女共同参画に関する情報発信の強化 | 重複1 3 | | | 3 | |
| | | | ②市民や活動団体への支援 | 2 | | | 2 | | |
| | | (2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進 | ①市職員への研修会の実施 | 4 | | | 4 | | |
| | | | ②男女共同参画の考え方に基いた施策の推進 | 重複1 8 | 1 | | 7 | | |
| | II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援 | 1 暴力を許さない社会づくり ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：8 | (1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発 | ①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 | 2 | | 2 | | |
| | | | | ②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発 | 1 | | 1 | | |
| | | | (2) 相談窓口の充実 | ①女性相談事業の充実 | 2 | | 2 | | |
| | | | | ②その他相談機関との連携 | 3 | | 3 | | |
| | | 2 被害者等への支援 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：6 | (1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護 | ①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進 | 1 | | 1 | | |
| | | | | ②被害者への安全確保のための情報提供 | 3 | | 3 | | |
| | | | (2) 自立への支援 | ①生活再建の支援 | 1 | | 1 | | |
| | | | | ②同伴者への支援 | 1 | | 1 | | |
| 合計（重複登録分を除く合計） | | | | 100 | 7 | 1 | 92 | | |

| ページ | 事業No | 項目 | 委員名 | 意見・質問等 | 回答 | 担当課 |
|-----|----------------|---|---------|---|--|--------------|
| 1 | - | 全体 | — | <p>・全体的に、令和7年度取組実績にこれまで以上に数値が入る等、より具体的な記述がされていて実績がわかりやすかった。</p> <p>・No.20, 24など、目標よりも多くの講座を実施している事業が複数あり、充実を感じる。</p> <p>・目標と取組実績の整合性がより図られていると感じる。</p> | — | 男女共同参画推進センター |
| 2 | 1・15等 4・92等 | <p>基本目標1・重点目標 (1) ②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進</p> <p>施策の分野Ⅱ 基本目標1・重点目標 (1) ①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発</p> | 山菅委員 | <p>講座の開催について会場へ行き参加する方たちは興味を持ち、積極的に参加されていると感じている。会場まで行って参加するまでの意識が強くない、手軽な気持ちで講座を受けたい(見たい)と思っている方のためにオンラインでの参加を増やし、多くの人の参加に応じることは可能か伺いたい。</p> | <p>センター講座では、講師の話を聞くだけでなく、質疑応答や参加者同士の意見交換、会場展示などを通じて、学びや気づきが深まるよう工夫しています。また、講師と参加者、参加者同士のつながりを育むことも大切な要素だと考えています。</p> <p>一方で、現在はネット上に多様な動画や情報が公開されており、講座以外からでも容易に学べる環境があります。こうした状況の中で、会場への来場が難しいもののオンラインで参加したいというニーズがある場合には、メリット・デメリットも踏まえて検討していく必要があると考えています。</p> | 男女共同参画推進センター |
| 3 | 2 | 11 | 田中委員 | <p>基本目標1・重点目標 (2) ②あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施</p> <p>金谷地区公民館のパネル展に行きました。平日午後ということで誰もいませんでした。どのような会場で行っているのか教えてほしい(過去実績)。人の流れが多いところ、例えば市民プラザ、イオン、直江津無印良品の1階、あるん等、多様な人が集まる場所で、誰かがいてやった方が良くはないのでしょうか。</p> | <p>本パネル展は、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込みや偏見)をテーマに、当市の男女共同参画を推進する男女共同参画サポーターの皆さんによる企画事業として令和2年度から開催しています。サポーターの皆さんからの提案でより広域の市民に知ってもらえるよう、令和6年度から各区の施設で開催しており、次年度も同様に各区施設での開催を予定しています(会場未定)。少しでも多くの人の目に触れるよう今年度からパネル展の内容を市ホームページに掲載し、情報紙でも周知を行いました。会場では、来場者から自身の経験や気づきを投稿してもらうなど、毎年、少しずつブラッシュアップしています。</p> <p>また、会場での対応については、男女共同参画サポーターの皆さんによる来館者への案内(延べ12回)のほか、ミニミニ座談会(1回)を開催しました。今後もより多くの市民にパネル展を見ていただけるよう、開催方法などの検討を進めていきます。</p> <p>(会場) R7: 金谷地区公民館、ユートピアくびき希望館 R6: 名立地区公民館、柿崎地区公民館 R5: オーレンプラザ R4: 直江津学びの交流館 R2-3: 市民プラザ</p> | 男女共同参画推進センター |
| 4 | 2 | 13 | 畠山(典)委員 | <p>基本目標1・重点目標 (3) ②男性の家事・育児・介護等への参画の促進</p> <p>すすく赤ちゃんセミナーは妊娠編18回(全30回)、出産育児編18回(全30回)は、充実した回数だと思う。父親の参加も大切だが、それぞれの参加人数はどうだったのか。</p> | <p>すすく赤ちゃんセミナー参加人数 妊娠編 R6: 妊婦196名、父親172名 R7: 妊婦191名、父親174名 出産編 R6: 妊婦255名、父親248名 R7: 妊婦234名、父親221名 ※R7参加人数はR8.1末時点のもの</p> | こども家庭センター |
| 5 | 2 | 14 | 畠山(典)委員 | <p>基本目標1・重点目標 (3) ②男性の家事・育児・介護等への参画の促進</p> <p>男性の参画促進は、大切な取組である。参加人数はどうだったのか。</p> | <p>参加人数 計46人(うち男性2人) 講座は夫婦やパートナーでの参加を想定していましたが、結果的に男性の参加が少ない状況でした。一方で、「帰って夫に伝えます」という声も寄せられたことから、男性にも参加してもらえるよう、引き続き、内容や周知方法を検討していきます。</p> | 男女共同参画推進センター |
| 6 | 5 | 32 | 齊京委員 | <p>基本目標2・重点目標 (2) ①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実</p> <p>放課後児童クラブに習い事プログラム導入 共働きの為、送迎困難な家庭も多いと思われる習い事ですが、認定こども園で、英語や運動教室などが行われる園があるように、遊びの場と健全育成のみならず今後は、放課後児童クラブでも、プロミング、英語、アートなどの習い事の導入し、こども達の成長を支援し、クラブの魅力向上を図り地域の子育て環境を支え資質向上を検討して頂きたい</p> | <p>他自治体で見られる民設民営(民間運営)の放課後児童クラブにおいては、ご意見のような習い事プログラムを導入した運営を行っているクラブもあり、公設のクラブと比べると高い利用料金を設定している例も多く、通常の児童の預かりに加えて、様々なサービスや充実した学習プログラム等を希望する保護者は、そのようなクラブを選択し、利用されているものと思われます。</p> <p>当市の放課後児童クラブは、現在、45のクラブを公設公営及び公設民営で運営しており、遊び等を通して、児童の健全育成につながるよう児童の成長を支援するとともに、保護者の就労支援として、利用者負担金を最小限に止め、クラブの運営を行っています。</p> <p>委員ご要望の習い事のプログラムの導入におきましては、専門スタッフの確保が難しいこと、45クラブにおいて差が生じないよう配慮が必要であること及び限られた時間や予算で運営しているなどの理由から、導入は難しいものと考えています。</p> <p>引き続き、保護者の声を聞きながら、保護者が安心して児童を預けることができる環境整備に務めます。</p> | 学校教育課 |
| 7 | 5 | 36 | 畠山(典)委員 | <p>基本目標2・重点目標 (2) ②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実</p> <p>令和8年度に見直しとなっており、令和7年度にあった「男女共同参画の視点」の表記がなくなったが、これをどう考えるか。</p> | <p>男女がともに社会参画できる社会の実現に向けて、当事者に寄り添い、必要な情報が適切に届くよう、相談窓口での対応や周知啓発の充実へと取組を見直しました。「男女共同参画の視点に立つこと」の大切さは変わらないため、引き続き、事業内容に位置づけています。</p> | 男女共同参画推進センター |

| | ページ | 事業No | 項目 | 委員名 | 意見・質問等 | 回答 | 担当課 |
|----|-----|------|--|---------|---|---|--------------|
| 8 | 6 | 38 | 基本目標2・重点目標(3) ①若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組 | 畠山(典)委員 | 令和8年度の目標や取組内容は、令和7年度同様である、「拡充」の内容が記載されないのか。 | 女性の多様な働く場づくりを通じて女性活躍を一層推し進めるため、起業を志す女性のための相談窓口の増設やセミナー・交流会の充実を図ることとしています。 | 産業政策課 |
| 9 | 8 | 48 | 基本目標2・重点目標(4) ②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実 | 畠山(典)委員 | 令和8年度の拡充の「理由・見直し内容等」の意味がよくわからない。 | 当市の産前・産後等ヘルパー派遣事業は、父親の育休中はヘルパーを派遣していません。令和7年4月より導入された「出生後休業支援給付金」により、父親の育休(産後パパ育休)の取得率及び取得期間の増加が見込まれることから、ヘルパーの派遣期間も産後16週までとしていたものを産後24週まで延長するものです。 | こども家庭センター |
| 10 | 9 | 54 | 基本目標2・重点目標(5) ②ひとり親家庭等への支援の充実 | 山菅委員 | 児童扶養手当支給該当者への申請案内はどのようにされているのか、申請漏れとなる理由にはどんなことがあるのか伺いたい。 | 離婚や未婚出生等に伴う市民課での手続きの後、こども家庭センターを案内されるため、申請漏れはないと認識しています。一方、所得制限がある制度であるため、所得超過を理由に自らの意思で手当の申請を行っていない世帯があります。 | こども家庭センター |
| 11 | 9 | 56 | 基本目標2・重点目標(5) ②ひとり親家庭等への支援の充実 | 山菅委員 | 令和8年4月1日から民法改正による養育費に関する制度が大きく変化することに対して、上越市としての対応の変化があるのか、何か以前と違うことがあるのか伺いたい。 | 民法改正により「法定養育費」の請求権が新設され、債務名義がなくても、一定額の養育費を請求できるようになりますが、「法定養育費」の額は、暫定的なものであり、適正な額を定める必要性は変わらないと認識しています。現在実施している養育費取決めににかかる支援は引き続き必要と考えています。 | こども家庭センター |
| 12 | 11 | 70 | 基本目標3・重点目標(3) ①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進 | 畠山(典)委員 | 取組実績において、登用率の数値はどうであったか。 | 登用率は年度終了時点の値です。そのため、令和7年度の登用率は、令和8年度に入ってから調査を行います。 | 男女共同参画推進センター |
| 13 | 11 | 73 | 基本目標3・重点目標(3) ②女性職員の積極的な登用 | 畠山(典)委員 | 令和7年度の取組実績において、「・・・様々な分野へ積極的に登用した。」数値は具体的にどうだったか。 | 第2次上越市特定事業主行動計画(計画期間：令和2年度～令和6年度)に基づき、能力や適性を踏まえた中で積極的な登用を進めてきた結果、係長級以上の職員における女性割合は、令和3年度26.3%、令和4年度27.2%、令和5年度27.7%、令和6年度28.5%と年々増加傾向にありましたが、令和7年4月1日現在は27.7%と前年比で0.8%の減少でした。これは、能力や適性を踏まえつつ適齢期の職員を積極的に登用してきた結果の裏返しとして、一時的に減少に転じたものと考えています。また、令和7年4月1日付の人事異動において、防災危機管理部の女性職員(正規職員)を2人から5人に増員し、部内の危機管理や防犯等の業務に関し、女性ならではの意見を反映できる体制を整えるなど、これまで男性職員が多かった分野への登用も積極的に行ってきたところです。今後の人事異動においても、様々な分野で女性の視点を反映させた施策の推進が図られるよう、適材適所の配置を行うとともに、女性職員の積極的な登用にも引き続き取り組んでいきます。 | 人事課 |
| 14 | 12 | 79 | 基本目標4・重点目標(2) ①市職員への研修会の実施 | 飯野委員 | 令和7年度取組実績(見込み)について、研修の実施状況と環境整備とは具体的にどのような取組を行ったのか。 | 研修の実施状況については、採用や昇任時の節目に集合研修を実施しました。研修では、外部講師や保健師によるハラスメントの現状や事例、予防・対応方法に加え、ハラスメントの防止及び対応に関する指針の周知、相談窓口の案内を行い、職員の意識啓発に努めました。環境整備については、年度当初の所属長会議やハラスメント撲滅月間に合わせた庁内通知を行い、組織全体でハラスメント防止意識向上を図るとともに、庁内外の相談窓口を周知し、安心して相談できる体制整備に取組みました。 【研修実施日】 会計年度任用職員研修(4/16)、採用時研修(4/3)、主任研修(9/2)、係長級研修(5/21)、副課長級研修(5/15)、課長級研修(5/23) | 人事課 |
| 15 | 13 | 84 | 基本目標4・重点目標(2) ②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進 | 畠山(典)委員 | 令和7年度の取組実績において、数値や記述はどうであったか。 | センター講座の満足度は86.9%で、前年度81.9%から上昇しました。アンケートの自由記述では、家庭や地域に残る性別による役割分担意識に関する意見や、男女共同参画の意識を浸透していくことの難しさなど、様々な視点からの意見が寄せられました。また、立場が違う人たちが安心して話し合える場の必要性を指摘する声もありました。多様な講座を実施したことから、意見も幅広く、講座を通して得た気づきや、より多くの人に知ってほしいという前向きな意見も確認できました。 | 男女共同参画推進センター |
| 16 | 15 | 95 | 施策の分野Ⅱ 基本目標1・重点目標(2) ①女性相談事業の充実 | 田中委員 | 取組内容、高田城三重櫓パープル・ライトアップですが、予算・設備の兼ね合いもありますが、例えば、新幹線東口のロータリー等、もっと人の目にふれる場所でできないでしょうか。 | 高田城三重櫓は、照明設備が整っていることに加え、周辺に多くの学校が所在し、若年層を含む幅広い世代の目に触れやすいことから、ライトアップの趣旨を多くの市民に伝える効果が期待できると考えて選定しています。また、市民や来訪者にとって、市のランドマークと認知されている施設であることも発信力の面で重要な要素になっており、SNS等でライトアップの画像が共有されるなど、啓発活動の可視化と共感形成に一定の役割を果たしていると認識しています。次年度も高田城三重櫓でのライトアップを予定していますが、国では、商業施設などを含めた多くの施設でパープル・ライトアップが実施されるよう働きかけており、趣旨に賛同するところであれば実施が可能なことから、「女性に対する暴力をなくす運動」がより一層広がるなかで、民間施設等でも実施されるよう広報活動の検討を進めていきます。ちなみに、全国でライトアップが実施されている中、令和6年度は高田城三重櫓のパープル・ライトアップの様子が内閣府のホームページや広報紙に掲載されました。 | 男女共同参画推進センター |

令和3年度

上越市の男女共同参画に関する市民意識調査
結果報告書
(概要)

上越市 自治・市民環境部共生まちづくり課
男女共同参画推進センター

1 調査概要

| | |
|---------------|-----|
| (1)調査の目的 | 1 |
| (2)調査設計と回収状況 | 1 |
| (3)回答者のプロフィール | 1～2 |

2 調査結果

1 結婚・家庭生活について

| | |
|---|-----|
| 問1 平日の生活時間について | 3～4 |
| 問2 結婚、家庭等について | 5 |
| 問3 家庭での夫婦の役割分担について(「理想」と「現実」) | 6～7 |
| 問4 家庭では家事を男性は分担しているか(結婚(事実婚を含む)している方のみ) | 8～9 |

2 男女の地位の平等感について

| | |
|------------------|-------|
| 問5 男女の地位の平等感について | 10～11 |
|------------------|-------|

3 職業生活、女性活躍の推進について

| | |
|--|-------|
| 問6 現在の職業について | 12～14 |
| 問7 職場で性別による差があるか(問6で1または2を選んだ方のみ) | 15～16 |
| 問8 仕事を辞めたり中断したり、転職したことがあるか、ある場合の主な理由 | 17～18 |
| 問9 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活(地域活動・学習・趣味・付き合い等)」の優先度について(「理想」と「現実」) | 19 |
| 問10 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のためにどのようなことが必要だと思うか | 20～21 |
| 問11 現在の社会は「男性」及び「女性」にとって働きやすい環境にあると思うか(男性、女性それぞれ) | 22 |
| 問12 働きやすい環境をつくるには、どのようなことが必要だと思うか(男性、女性それぞれ) | 23～24 |
| 問13 女性が職業を持つことについて(「理想」と「現実」) | 25 |
| 問14 職業や役職において今後女性をもっと増えるほうがよいと思うものはどれか | 26～27 |
| 問15 PTAや町内会などの地域団体の役員の長に女性が就くことの妨げとなっている主な原因は何か | 28～29 |
| 問16 男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要か | 30～31 |
| 問17 男性が育児休業(休暇)を取得しづらい(しない)理由として考えられるものは何か | 32～33 |

4 男女の人権、DVについて

| | |
|---|-------|
| 問18 女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことか | 34～35 |
| 問19 夫婦間等における暴力行為について | 36～38 |
| 問20 元配偶者を含む夫婦間等において暴力を受けたことがあるか | 39～40 |
| 問21 メディアにおける性・暴力表現について、どのような点で問題があると思うか | 41～42 |

5 男女共同参画社会に関すること全般

| | |
|--|-------|
| 問22 育児・介護などの家庭で担われている役割をどのような形で評価することが必要だと思うか | 43～44 |
| 問23 防災・災害復興対策で男女の性別に配慮して取り組む必要があると思う事は何か | 45～46 |
| 問24 女性が抱えている悩みを相談するところについて | 47～48 |
| 問25 男女共同参画に関する名称や言葉の認知度・理解度について | 49～51 |
| 問26 現在、「男女共同参画社会」はどのくらい実現できていると思うか | 52～53 |
| 問27 「男女共同参画社会」を実現するために、今後行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思うか | 54～56 |

3 調査結果(自由記述)

| | |
|----------------------|-------|
| 問28 市に対しての意見・要望・提案など | 57～72 |
|----------------------|-------|

4 付録数表

| | |
|-----------------------------|----|
| (1)男女共同参画に関する市民意識調査(無回答を除く) | 73 |
| (2)男女共同参画社会に関する世論調査 | 73 |

1 調査概要

(1) 調査の目的

- ・市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、令和5年度からの上越市第4次男女共同参画基本計画策定の基礎資料とする。
- ・男女共同参画社会実現に向け、調査結果を今後の市の施策に反映させ、一層の充実を図る。

(2) 調査設計と回収状況

①調査対象

上越市在住の満18歳以上の人

②発送数

2,000通

③抽出方法

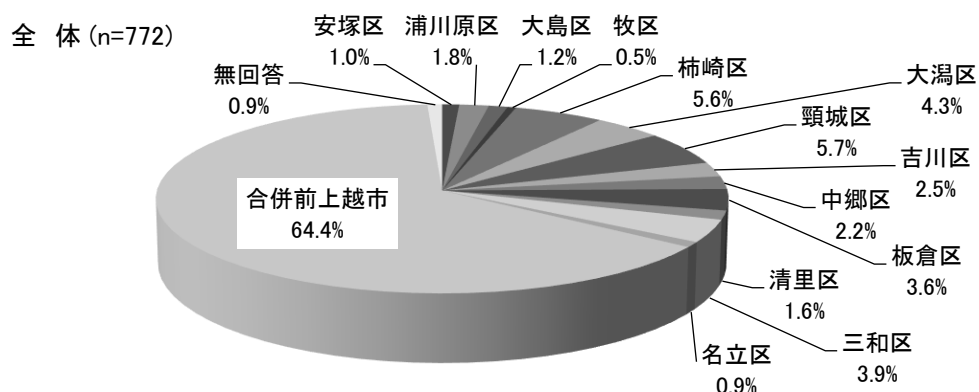
住民基本台帳に基づく無作為抽出

④回答状況

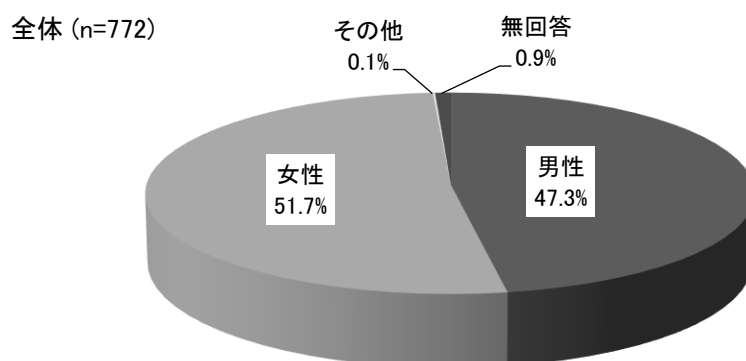
772通(回収率38.6%)

(3) 回答者のプロフィール

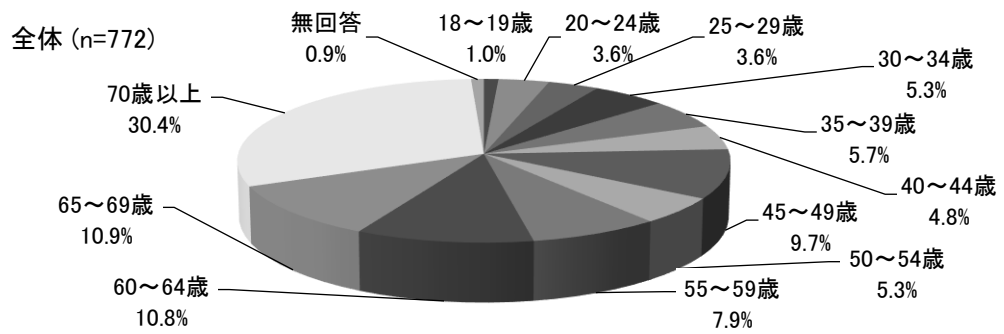
①居住地別



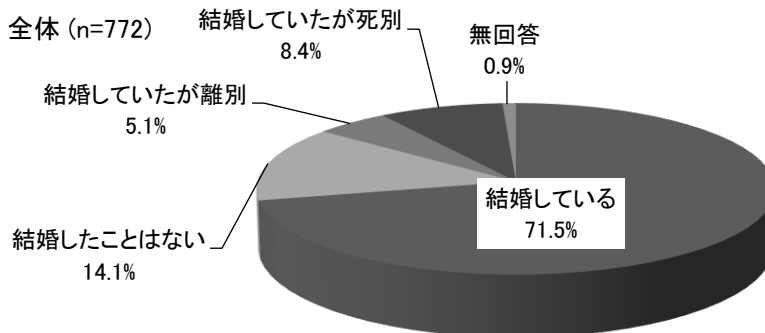
②性別



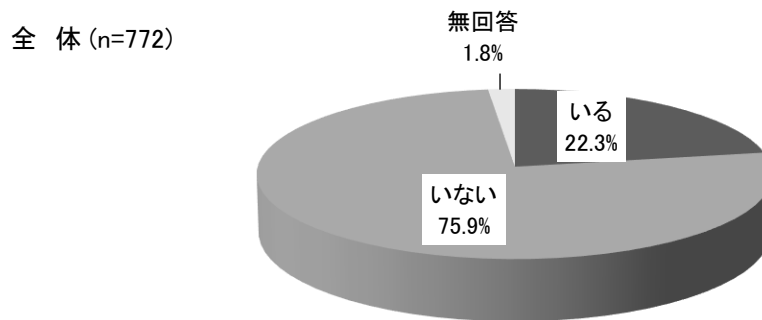
③年齢



④婚姻の状況



⑤18歳未満の子どもの有無



⑥家族構成

